

平成25年度

# 市税概要

厚木市

# 厚木市民憲章

(昭和39年2月1日制定)

大山を仰ぎ、相模川の流に臨む郷土、ここに生きるわたくしたち厚木市民は、先人の努力をうけつぎ、県央の近代都市としての発展をめざして、この憲章をかかげ力強く前進しましょう。

- 一、わたくしたち厚木市民は、花や緑を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、たがいに敬い愛しあい、善意に満ちた家庭とまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、教養をゆたかにし、文化の高いまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、健康ではたらき、力あふれるまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、進んできまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。

# 目 次

## 第 1 章 総 括

1	市の概況 .....	5
( 1 )	厚木市の位置 .....	5
( 2 )	市域の変遷 .....	5
2	人口・世帯数の推移 .....	6
3	平成 2 5 年度一般会計歳入歳出予算 ( 当初 ) .....	7
4	平成 2 5 年度一般会計歳入歳出予算構成図 ( 当初 ) .....	8
5	平成 2 4 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表 .....	9
6	平成 2 4 年度一般会計歳入決算額 .....	10
7	平成 2 4 年度一般会計歳出決算額 .....	11

## 第 2 章 賦 課

8	市税当初予算額前年度対比表 .....	15
9	平成 2 5 年度市税歳入予算額の構成 ( 当初 ) .....	16
10	平成 2 4 年度市税歳入決算額の構成 .....	17
11	市税収入の推移 .....	18
12	市税伸長状況表 .....	18
13	市税の伸長率 .....	19
14	徴税費に関する調べ ( 年度比較 ) .....	20
15	個人市民税・県民税 .....	21
( 1 )	個人市民税・県民税の当初調定額の推移 ( 6 月末 ) .....	21
( 2 )	個人市民税納税義務者の内訳 ( 当初現年分 ) .....	22
( 3 )	課税標準所得別納税義務者数 ( 当初 ) .....	23
( 4 )	課税標準額所得割等に関する調べ .....	24
( 5 )	退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調べ ( 6 月末まで ) ...	24
( 6 )	課税標準額段階別納税義務者数 ( 当初 ) .....	25
( 7 )	課税標準額段階別総所得金額 ( 当初 ) .....	26
( 8 )	事業専従者に関する調べ .....	27
16	法人市民税 .....	28
( 1 )	税率別調定額前年度対比表 .....	28
( 2 )	調定額の推移 .....	29
( 3 )	月別調定額前年度対比表 .....	30

17	固定資産税・都市計画税 .....	31
(1)	固定資産税・都市計画税に関する調べ(当初) .....	31
(2)	土地に関する概要調書 .....	32
(3)	宅地に関する調べ .....	34
(4)	家屋に関する概要調書 .....	36
(5)	償却資産に関する概要調書 .....	38
(6)	土地の年度別構成比 .....	40
(7)	家屋の棟数及び床面積調べ .....	40
18	軽自動車税 .....	41
(1)	軽自動車税に関する調べ(当初) .....	41
(2)	軽自動車税車種別台数及び調定額の推移(当初) .....	42
19	市たばこ税に関する調べ .....	43
20	入湯税に関する調べ .....	44

### 第 3 章 納 税

21	納税貯蓄組合関係調べ .....	47
22	市税収入実績調べ .....	48
23	督促状発送状況調べ .....	52
24	滞納処分執行状況調べ .....	53

### 第 4 章 その他の資料

25	市税証明等発行件数 .....	57
26	行政機構と税務事務分掌 .....	58
27	税務職員係別人員調べ .....	62
28	電算事務実施状況 .....	63
29	市税の税率等一覧表(平成25年度) .....	64
30	市税税率の変遷 .....	65

# 第 1 章 総括



厚 木 市 章

( 昭 和 30 年 3 月 22 日 制 定 )

あつぎの3字と鮎3尾をもってあの字型を図案化し、市民の和合と発展を象徴しています。

1 市の概況

平成25年4月1日現在

(1) 厚木市の位置



方位	経度	地名	方位	緯度	地名
極東	東経 139° 22' 57"	下依知	極北	北緯 35° 31' 30"	上依知
極西	東経 139° 13' 54"	七沢	極南	北緯 35° 23' 30"	戸田

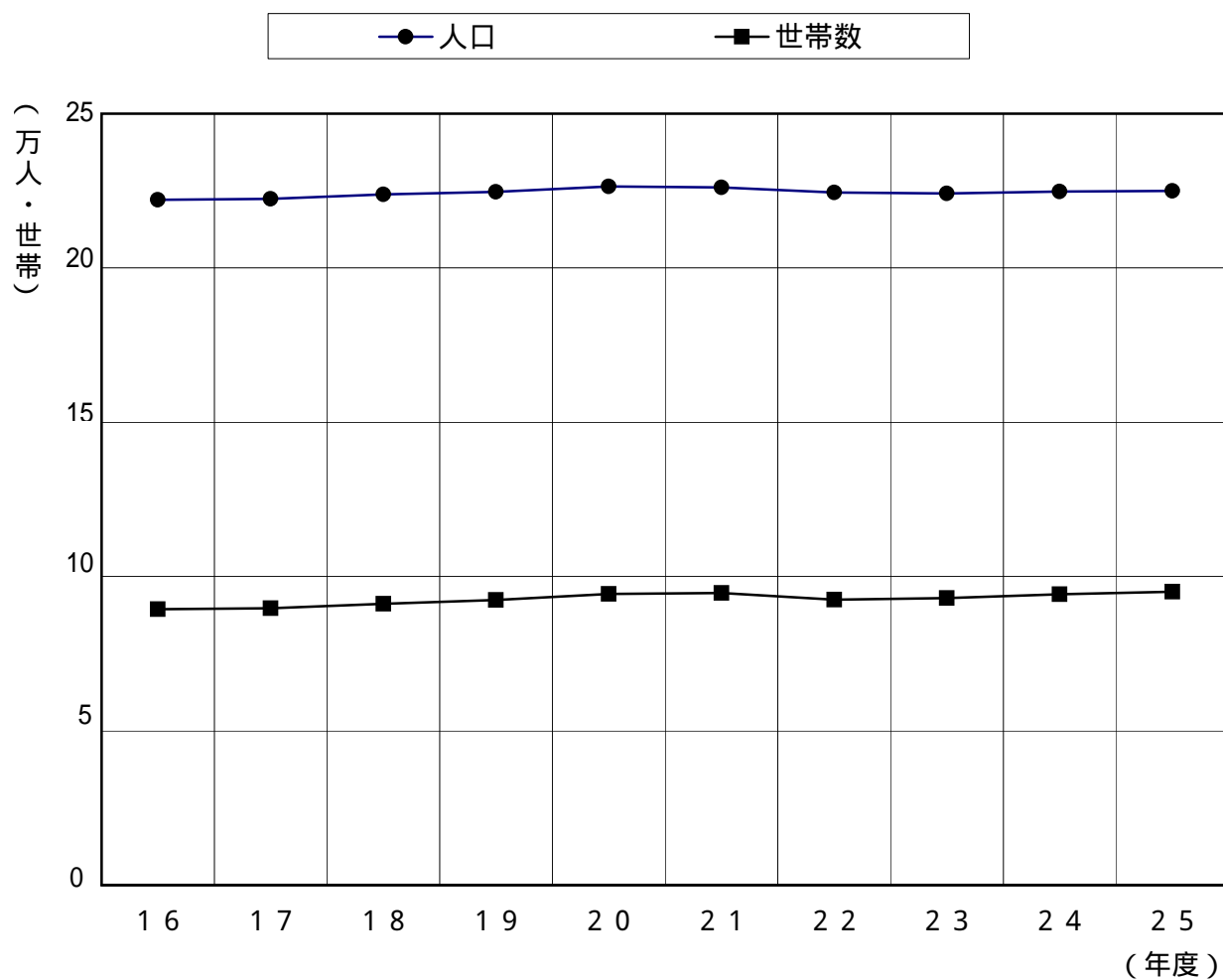
事務所の位置	東経	北緯	海拔
市庁舎(中町3-17-17)	139° 21' 56"	35° 26' 23"	20.3m

方向	東西	南北
距離	13.68 km	14.80 km

(2) 市域の変遷

年月日	事項	面積	人口
昭和30年2月1日	厚木町、南毛利村、睦合村、小鮎村及び玉川村が合併し、市制施行	56.50 km <sup>2</sup>	31,295 人
昭和30年7月8日	相川村、依知村を編入	74.90 km <sup>2</sup>	39,409 人
昭和31年9月30日	荻野村を編入	92.69 km <sup>2</sup>	44,652 人
昭和35年10月1日	国勢調査、国土地理院調査	92.84 km <sup>2</sup>	46,239 人
昭和46年9月1日	愛川町との境界を変更	92.86 km <sup>2</sup>	88,330 人
昭和50年5月1日	伊勢原市との境界を変更	92.86 km <sup>2</sup>	106,923 人
平成2年9月1日	国土地理院調査	93.83 km <sup>2</sup>	196,487 人
平成12年10月1日	国勢調査	93.83 km <sup>2</sup>	217,369 人
平成17年10月1日	国勢調査	93.83 km <sup>2</sup>	222,403 人
平成22年10月1日	国勢調査	93.83 km <sup>2</sup>	224,420 人

## 2 人口・世帯数の推移



(各年10月1日現在)

区分 年度	世帯数	人		
		総数	男	女
16	89,373	222,099	115,591	106,508
17	89,740	222,403	116,150	106,253
18	91,152	223,841	116,984	106,857
19	92,378	224,619	117,530	107,089
20	94,325	226,419	118,581	107,838
21	94,706	226,059	118,182	107,877
22	92,476	224,420	116,927	107,493
23	93,064	224,101	116,553	107,548
24	94,225	224,776	116,889	107,887
25	95,054	224,954	116,929	108,025

3 平成25年度一般会計歳入歳出予算(当初)

歳入 (単位:千円・%)

款 別	予 算 額	構 成 比
5 市 税	42,531,633	57.6
10 地 方 譲 与 税	635,000	0.9
15 利 子 割 交 付 金	112,000	0.1
18 配 当 割 交 付 金	86,000	0.1
21 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	23,000	0.0
24 地 方 消 費 税 金 交 付	2,880,000	3.9
27 ゴルフ場利用税金 交 付 金	160,000	0.2
30 自 動 車 取 得 税 金 交 付	340,000	0.5
33 地 方 特 例 交 付 金	230,000	0.3
35 地 方 交 付 税	50,000	0.1
40 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	55,000	0.1
45 分 担 金 及 び 負 担 金	594,575	0.8
50 使 用 料 及 び 手 数 料	1,170,883	1.6
55 国 庫 支 出 金	10,233,122	13.9
60 県 支 出 金	3,585,974	4.8
65 財 産 収 入	730,025	1.0
70 寄 附 金	6,814	0.0
75 繰 入 金	644,441	0.9
80 繰 越 金	500,000	0.7
85 諸 収 入	4,715,933	6.4
90 市 債	4,495,600	6.1
合 計	73,780,000	100.0

歳出 (単位:千円・%)

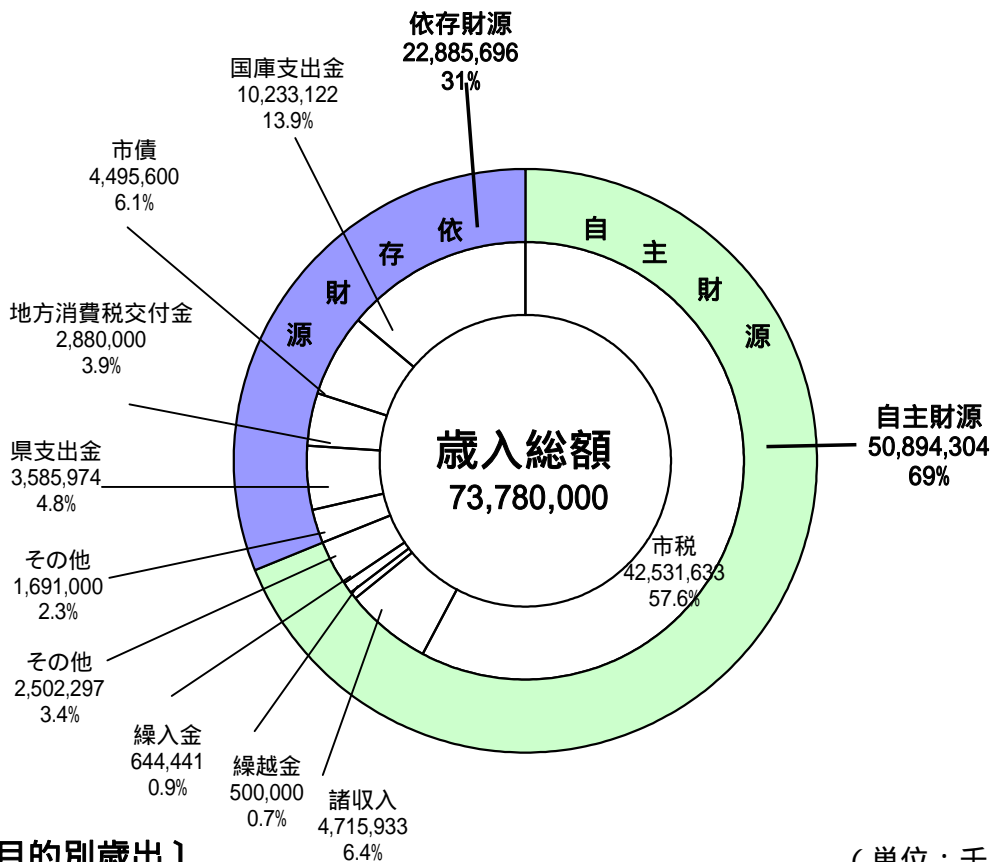
款 別	予 算 額	構 成 比
5 議 会 費	453,029	0.6
10 総 務 費	7,451,186	10.1
15 民 生 費	27,233,271	36.9
20 衛 生 費	7,417,065	10.1
25 労 働 費	299,604	0.4
30 農 林 水 産 業 費	572,062	0.8
35 商 工 費	3,685,987	5.0
40 土 木 費	10,871,154	14.7
45 消 防 費	2,786,428	3.8
50 教 育 費	6,453,269	8.7
60 公 債 費	6,456,945	8.8
70 予 備 費	100,000	0.1
合 計	73,780,000	100.0



4 平成25年度一般会計歳入歳出予算構成図(当初)

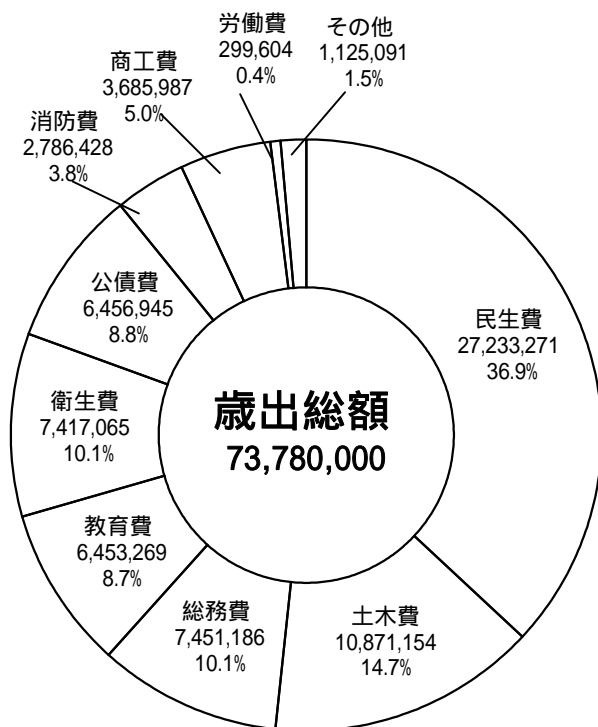
〔歳入総額〕

(単位：千円)



〔目的別歳出〕

(単位：千円)



5 平成24年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表

(歳入)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (B) - (A)	
一般会計	78,158,339,078	74,442,876,533	3,715,462,545	
特別会計	公共用地取得事業	568,318,000	554,615,628	13,702,372
	後期高齢者医療事業	1,826,003,000	1,811,325,455	14,677,545
	国民健康保険事業	24,649,987,000	24,665,239,184	15,252,184
	介護保険事業	9,222,945,000	9,276,168,035	53,223,035
	交通災害共済事業	1,500,000	1,086,908	413,092
	公共下水道事業	5,756,700,000	5,733,968,155	22,731,845
	小計	42,025,453,000	42,042,403,365	16,950,365
合計	120,183,792,078	116,485,279,898	3,698,512,180	

(歳出)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (A) - (B)	
一般会計	78,158,339,078	73,089,707,110	5,068,631,968	
特別会計	公共用地取得事業	568,318,000	554,615,628	13,702,372
	後期高齢者医療事業	1,826,003,000	1,792,413,333	33,589,667
	国民健康保険事業	24,649,987,000	24,176,704,582	473,282,418
	介護保険事業	9,222,945,000	9,029,016,714	193,928,286
	交通災害共済事業	1,500,000	170,000	1,330,000
	公共下水道事業	5,756,700,000	5,524,352,208	232,347,792
	小計	42,025,453,000	41,077,272,465	948,180,535
合計	120,183,792,078	114,166,979,575	6,016,812,503	

6 平成24年度一般会計歳入決算額

(単位：円・%)

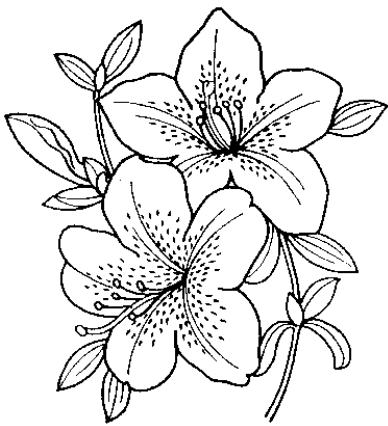
款 別	当初予算額 (千円)	予算現額 (A)	調 定 額	収入済額 (B)	収入済額 の構成比	収入割合 (B)/(A)
5 市 税	42,685,070	42,685,070,000	46,149,619,294	42,418,979,097	57.0	99.4
10 地方譲与税	645,000	585,000,000	543,365,753	543,365,753	0.7	92.9
15 利子割交付金	112,000	112,000,000	75,013,000	75,013,000	0.1	67.0
18 配当割交付金	68,000	68,000,000	84,624,000	84,624,000	0.1	124.4
21 株式譲渡所得割 交 付 金	25,000	25,000,000	23,407,000	23,407,000	0.0	93.6
24 地方消費税 交 付 金	2,700,000	2,700,000,000	2,685,172,000	2,685,172,000	3.6	99.5
27 ゴルフ場利用 税 交 付 金	160,000	160,000,000	152,903,043	152,903,043	0.2	95.6
30 自動車取得税 交 付 金	370,000	300,000,000	308,178,000	308,178,000	0.4	102.7
33 地方特例 交 付 金	375,662	205,662,000	195,822,000	195,822,000	0.3	95.2
35 地方交付税	50,000	50,000,000	81,090,000	81,090,000	0.1	162.2
40 交通安全対策 特別交付金	55,000	55,000,000	48,302,000	48,302,000	0.1	87.8
45 分担金及び 負 担 金	606,380	605,480,000	669,183,174	607,425,934	0.8	100.3
50 使用料及び 手 数 料	1,065,344	1,056,544,000	1,085,429,177	1,058,290,467	1.4	100.2
55 国庫支出金	10,096,329	11,217,813,000	10,103,849,049	10,103,849,049	13.6	90.1
60 県 支 出 金	3,657,245	3,823,575,000	3,593,954,466	3,593,954,466	4.8	94.0
65 財 産 収 入	112,912	143,252,000	155,318,365	155,318,365	0.2	108.4
70 寄 附 金	6,693	115,493,000	112,563,102	112,563,102	0.2	97.5
75 繰 入 金	469,883	646,014,000	632,869,051	632,869,051	0.9	98.0
80 繰 越 金	800,000	1,571,220,078	1,571,220,548	1,571,220,548	2.1	100.0
85 諸 収 入	4,497,290	4,560,124,000	4,992,227,799	4,762,937,658	6.4	104.4
90 市 債	5,042,192	7,473,092,000	5,227,592,000	5,227,592,000	7.0	70.0
合 計	73,600,000	78,158,339,078	78,491,702,821	74,442,876,533	100.0	95.2

## 7 平成24年度一般会計歳出決算額

(単位：円・%)

款 別	当初予算額 (千円)	予算現額 (A)	支出済額 (B)	不用額 (含繰越額)	支出済額 の構成比	支出割合 (B)/(A)
5 議 会 費	469,489	466,089,000	456,978,750	9,110,250	0.7	98.0
10 総 務 費	7,290,912	8,650,530,359	8,459,987,886	190,542,473	11.6	97.8
15 民 生 費	26,514,204	26,678,190,000	26,165,580,270	512,609,730	35.8	98.1
20 衛 生 費	8,934,794	9,211,942,750	8,876,612,921	335,329,829	12.1	96.4
25 労 働 費	412,937	400,937,000	391,856,021	9,080,979	0.5	97.7
30 農林水産業費	570,836	545,392,000	510,886,512	34,505,488	0.7	93.7
35 商 工 費	4,352,755	4,285,755,000	4,243,426,630	42,328,370	5.8	99.0
40 土 木 費	9,801,812	12,270,286,634	9,134,467,152	3,135,819,482	12.5	74.4
45 消 防 費	2,710,199	2,769,341,000	2,658,435,725	110,905,275	3.6	96.0
50 教 育 費	6,274,367	6,617,167,495	6,087,658,172	529,509,323	8.3	92.0
60 公 債 費	6,167,695	6,174,291,000	6,103,817,071	70,473,929	8.4	98.9
70 予 備 費	100,000	88,416,840	0	88,416,840	-	-
合 計	73,600,000	78,158,339,078	73,089,707,110	5,068,631,968	100.0	93.5

## 第 2 章 賦 課



市の花 さつき  
(昭和 44 年 2 月 1 日制定)

さつき (シャクナゲ科)

日本の原産で、関東以西各地に生育し、花は一重、八重、大盃、絞りなど各種園芸品種が多く 6 ~ 7 月に色とりどりの花が開花します。

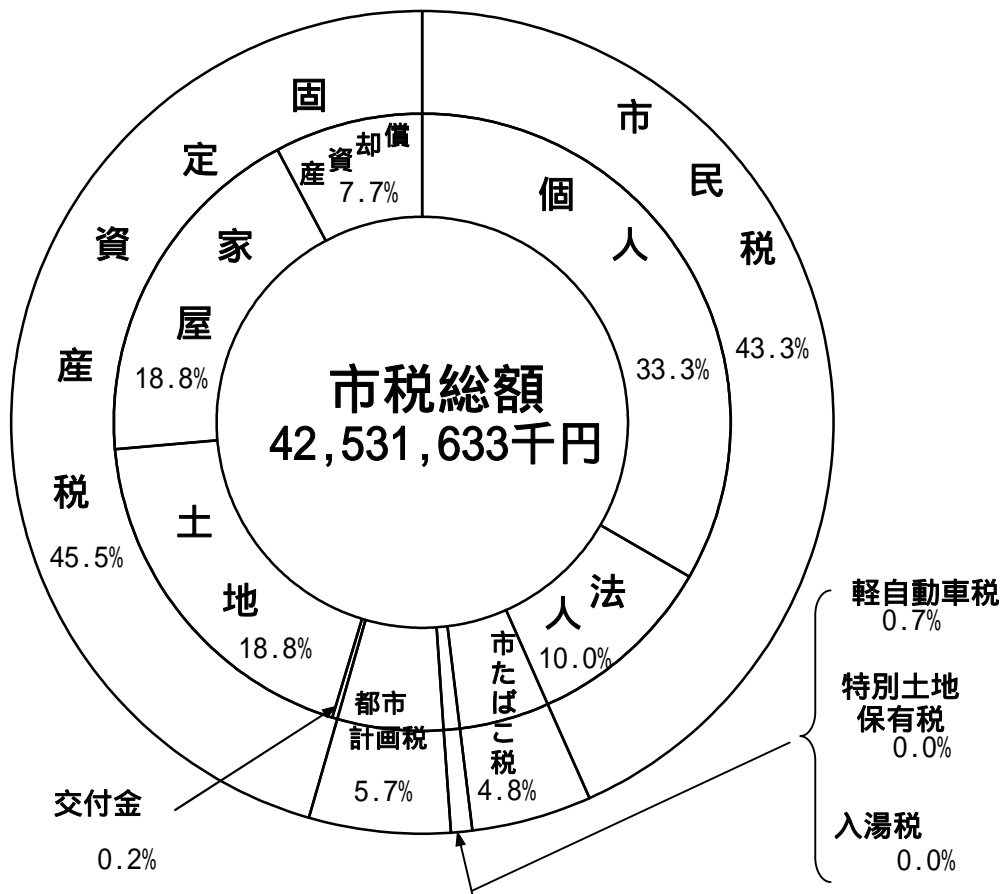
さつきは主に盆栽、庭園樹、公園に使われ、通常挿木で繁殖し、気候的に本市にふさわしく栽培も簡単です。

8 市税当初予算額前年度対比表

(単位：千円・%)

税 目		年 度	25	24	対前年度比
市 民 税			18,451,980	18,772,714	98.3
個 人	現年課税分		13,826,000	13,949,000	99.1
	滞納繰越分		357,000	294,496	121.2
法 人	現年課税分		4,265,900	4,525,000	94.3
	滞納繰越分		3,080	4,218	73.0
固 定 資 産 税			19,356,800	19,326,673	100.2
土地家屋 償却資産	現年課税分		18,975,000	18,952,000	100.1
	滞納繰越分		281,800	274,673	102.6
国有資産等所在市町村交付金			100,000	100,000	100.0
軽 自 動 車 税			280,050	268,546	104.3
	現年課税分		273,000	262,700	103.9
	滞納繰越分		7,050	5,846	120.6
市 た ば こ 税			2,036,001	1,929,001	105.5
	現年課税分		2,036,000	1,929,000	105.5
	滞納繰越分		1	1	100.0
特 別 土 地 保 有 税			1	1	100.0
	現年課税分		0	0	
	滞納繰越分		1	1	100.0
入 湯 税			3,801	2,881	131.9
	現年課税分		3,800	2,880	131.9
	滞納繰越分		1	1	100.0
都 市 計 画 税			2,403,000	2,385,254	100.7
土地家屋	現年課税分		2,361,000	2,345,000	100.7
	滞納繰越分		42,000	40,254	104.3
現 年 課 税 分 計			41,840,700	42,065,580	99.5
滞 納 繰 越 分 計			690,933	619,490	111.5
市 税 総 計			42,531,633	42,685,070	99.6

9 平成25年度市税歳入予算額の構成(当初)

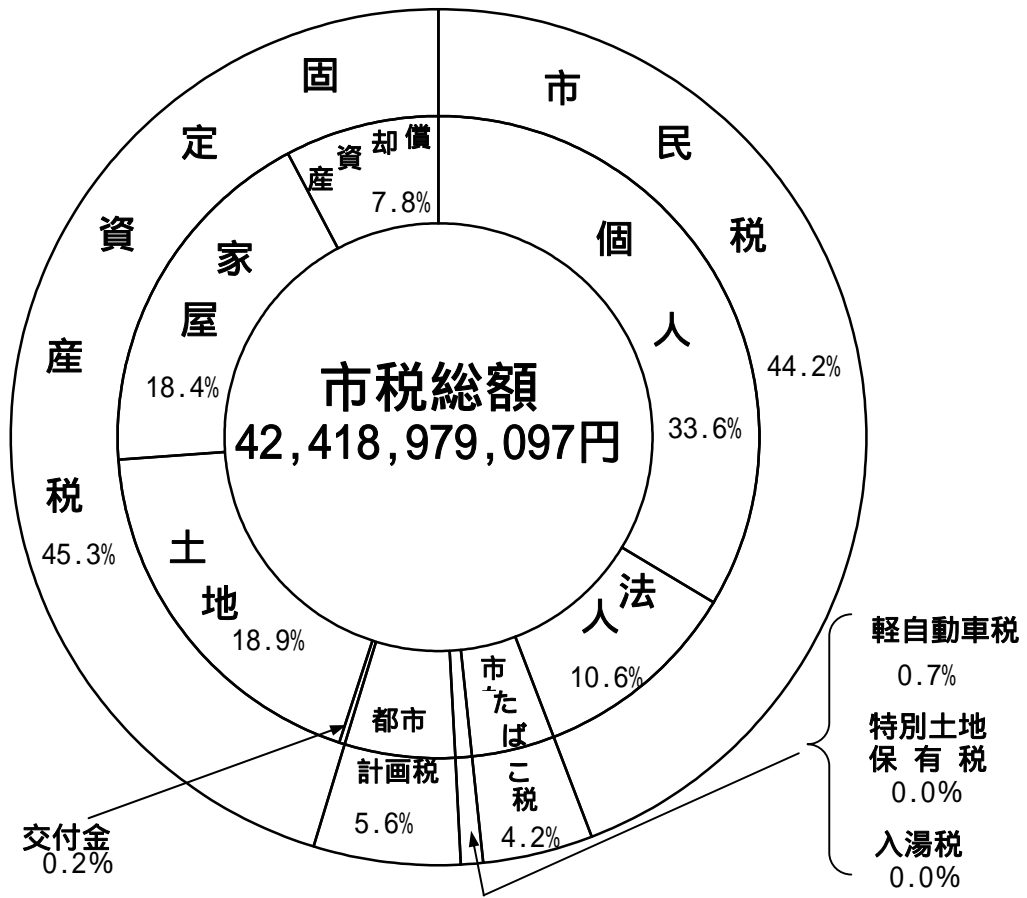


(単位：千円・%)

税目	区分	予 算 額				
		平成25年度	平成24年度	比較増減	対前年度比	
1	普通税	40,124,832	40,296,935	172,103	99.6	
	市民税	個人	18,451,980	18,772,714	320,734	98.3
		個人	14,183,000	14,243,496	60,496	99.6
		法人	4,268,980	4,529,218	260,238	94.3
	固定資産税	固定資産税	19,356,800	19,326,673	30,127	100.2
		固定資産税	19,256,800	19,226,673	30,127	100.2
		交付金	100,000	100,000	0	100.0
	軽自動車税	280,050	268,546	11,504	104.3	
	市たばこ税	2,036,001	1,929,001	107,000	105.5	
	特別土地保有税	1	1	0	100.0	
2	目的税	2,406,801	2,388,135	18,666	100.8	
	入湯税	3,801	2,881	920	131.9	
	都市計画税	2,403,000	2,385,254	17,746	100.7	
合計		42,531,633	42,685,070	153,437	99.6	

国有資産等所在市町村交付金

10 平成24年度市税歳入決算額の構成



(単位：円・%)

税目	区分	決 算 額			
		平成24年度	平成23年度	比較増減	対前年度比
1	普通税	40,057,743,210	40,092,835,263	35,092,053	99.9
	市民税	18,753,207,261	17,912,882,800	840,324,461	104.7
	個人	14,246,919,930	13,624,823,027	622,096,903	104.6
	法人	4,506,287,331	4,288,059,773	218,227,558	105.1
	固定資産税	19,223,280,909	20,089,952,650	866,671,741	95.7
	固定資産税	19,119,762,909	19,989,923,550	870,160,641	95.6
	交付金	103,518,000	100,029,100	3,488,900	103.5
	軽自動車税	276,430,092	268,756,045	7,674,047	102.9
	市たばこ税	1,804,824,948	1,821,171,678	16,346,730	99.1
	特別土地保有税	0	72,090	72,090	0.0
2	目的税	2,361,235,887	2,475,404,266	114,168,379	95.4
	入湯税	4,162,050	4,020,450	141,600	103.5
	都市計画税	2,357,073,837	2,471,383,816	114,309,979	95.4
	合計	42,418,979,097	42,568,239,529	149,260,432	99.6

国有資産等所在市町村交付金



1 1 市税収入の推移

(単位：千円)

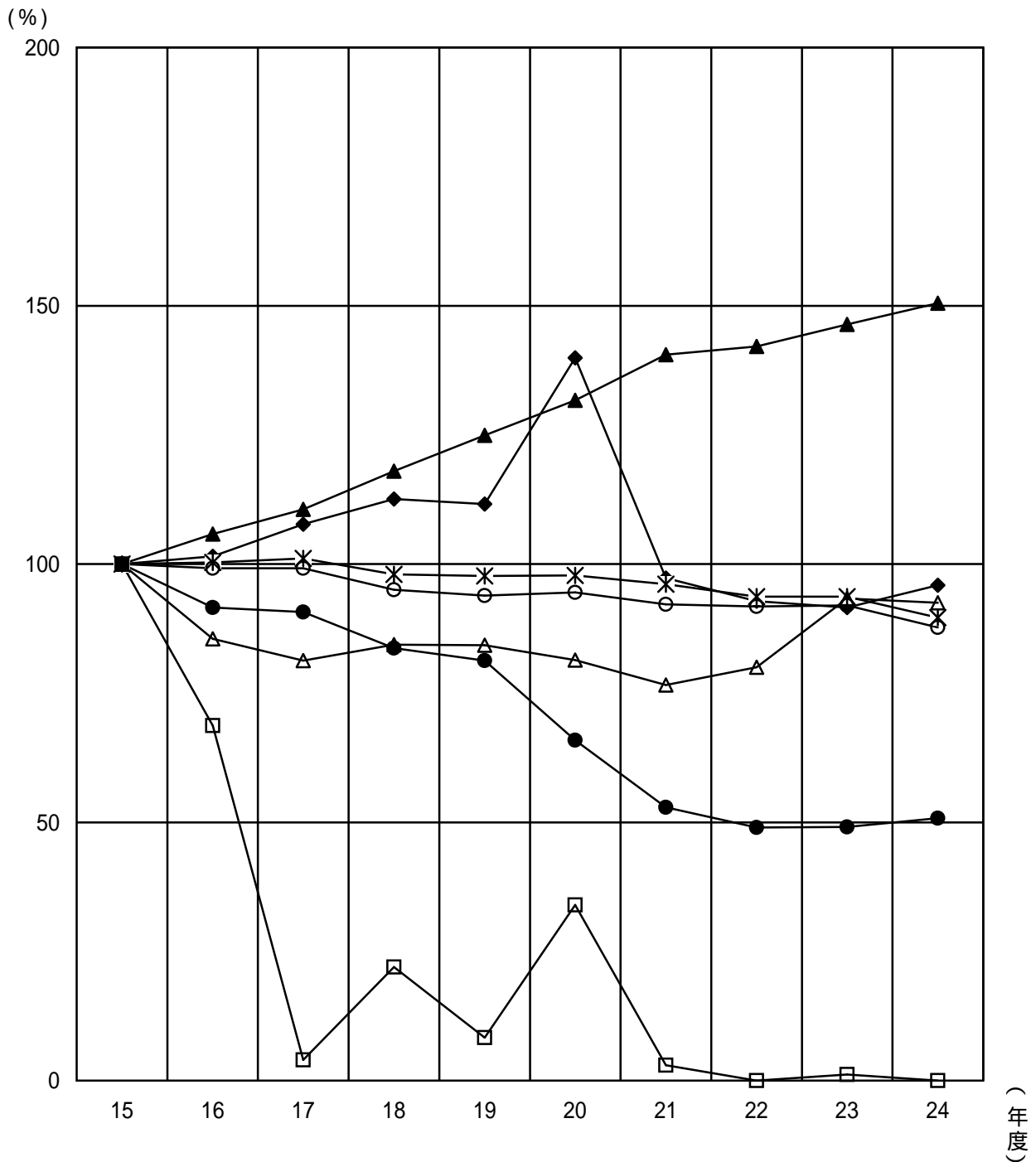
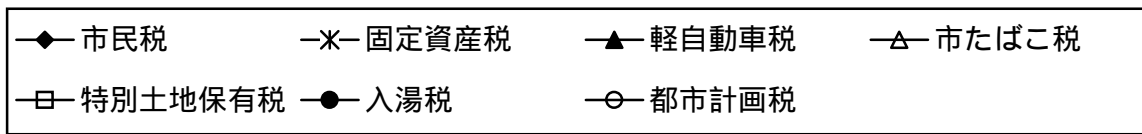
区分 年度	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額
20	52,340,554	57,228,413	52,725,947	315,935	4,002,769
21	43,668,851	48,416,242	43,877,926	321,400	4,186,531
22	42,750,359	47,055,674	42,555,891	431,621	4,216,915
23	42,957,128	46,714,002	42,568,239	254,772	4,068,160
24	42,685,070	46,149,619	42,418,979	382,121	3,348,518

1 2 市税伸長状況表

(単位：%)

区分 年度	市税予算現額の伸び率	市税収入済額の伸び率	徴 収 率 (対調定額)	人口の伸び率 (1月1日現在)
20	112.0	111.8	92.1	100.7
21	83.4	83.2	90.6	99.6
22	97.9	97.0	90.4	99.4
23	100.5	100.0	91.1	100.0
24	99.4	99.6	91.9	100.3

### 1.3 市税の伸長率



平成15年度の決算額を100としたときの平成24年度の数値

市民税	固定資産税	軽自動車税	市たばこ税	特別土地保有税	入湯税	都市計画税
95.9	89.6	150.5	92.5	0.0	50.8	87.7

14 徴税費に関する調べ（年度比較）

（単位：千円）

区 分		年 度		区 分		年 度	
		24				23	
税収入額	(1) 市 税	42,418,980		(1) 市 税	42,568,239		
	(2) 個人 の 県 民 税	9,474,225		(2) 個人 の 県 民 税	9,040,473		
	(3) 合 計	51,893,205		(3) 合 計	51,608,712		
徴 人件費	(4) 基 本 給	284,757		(4) 基 本 給	271,846		
	(5) 諸 手 当	221,781		(5) 諸 手 当	225,827		
	ア 超 過 勤 務 手 当	28,485		ア 超 過 勤 務 手 当	25,859		
	イ 税 務 特 別 手 当			イ 税 務 特 別 手 当			
	ウ そ の 他 の 手 当	193,296		ウ そ の 他 の 手 当	199,968		
	(6) そ の 他	77,935		(6) そ の 他	75,573		
	(7) 小 計	584,473		(7) 小 計	573,246		
税 需用費	(8) 旅 費	726		(8) 旅 費	1,405		
	(9) 賃 金			(9) 賃 金			
	(10) そ の 他	14,783		(10) そ の 他	15,991		
	(11) 小 計	15,509		(11) 小 計	17,396		
徴 報奨金 及び これに 類する 経費	(12) 納期前納付の報奨金			(12) 納期前納付の報奨金			
	(13) 納税貯蓄組合補助金	300		(13) 納税貯蓄組合補助金	550		
	(14) 納 税 奨 励 金			(14) 納 税 奨 励 金			
	(15) そ の 他			(15) そ の 他			
	(16) 小 計	300		(16) 小 計	550		
(17) そ の 他	169,929		(17) そ の 他	190,318			
(18) 合 計	770,211		(18) 合 計	781,510			
県税徴収 取扱費	(19) 納税義務者数を基準にした額	330,706		(19) 納税義務者数を基準にした額	327,704		
	(20) 報奨金の額に相当する金額	0		(20) 報奨金の額に相当する金額	0		
	(21) 合 計	330,706		(21) 合 計	327,704		
(22) 市税徴収取扱費 (18) - (21)		439,505		(22) 市税徴収取扱費 (18) - (21)		453,806	
税収入額に対する徴税費の割合	(23) (18) / (3)	1.5%		(23) (18) / (3)	1.5%		
	(24) (22) / (1)	1.0%		(24) (22) / (1)	1.1%		
徴税職員数4月1日現在		76人		徴税職員数4月1日現在		76人	

15 個人市民税・県民税

(1) 個人市民税・県民税の当初調定額の推移(6月末)

(単位:人・千円・%)

区 分		年 度	21	22	23	24	25	
納税義務者数	普通徴収		38,379	35,592	34,782	34,874	34,664	
	給与特別徴収		62,505	60,990	60,563	60,406	60,816	
	年金特別徴収		11,404	12,238	12,698	13,289	14,042	
	計		112,288	108,820	108,043	108,569	109,522	
税	市民税	普通徴収	均等割	131,306	108,697	106,835	107,186	107,338
		所得割	4,777,471	3,981,567	3,799,505	3,906,351	3,883,432	
		給与特別徴収	均等割	183,520	180,063	178,602	177,887	179,094
		所得割	10,038,437	8,889,094	8,742,257	9,144,311	9,199,250	
		年金特別徴収	均等割	17,106	34,098	34,932	36,407	37,923
		所得割	305,931	597,553	612,157	628,903	642,802	
	小計		15,453,771	13,791,072	13,474,288	14,001,045	14,049,839	
	県民税	普通徴収	均等割	57,462	47,197	46,399	46,562	46,652
		所得割	3,202,996	2,670,036	2,547,515	2,619,342	2,603,793	
		給与特別徴収	均等割	79,529	78,030	77,397	77,087	77,611
所得割		6,733,436	5,962,182	5,863,955	6,133,788	6,170,682		
年金特別徴収		均等割	6,842	14,680	15,031	15,660	16,292	
所得割		205,908	400,792	410,658	421,818	431,261		
小計		10,286,173	9,172,917	8,960,955	9,314,257	9,346,291		
額	市・県民税	普通徴収	均等割	188,768	155,894	153,234	153,748	153,990
		所得割	7,980,467	6,651,603	6,347,020	6,525,693	6,487,225	
		給与特別徴収	均等割	263,049	258,093	255,999	254,974	256,705
		所得割	16,771,873	14,851,276	14,606,212	15,278,099	15,369,932	
		年金特別徴収	均等割	23,948	48,778	49,963	52,067	54,215
		所得割	511,839	998,345	1,022,815	1,050,721	1,074,063	
		合計		25,739,944	22,963,989	22,435,243	23,315,302	23,396,130
		伸び率		99.1	89.2	97.7	103.9	100.3
特定あん分率(県)		39.96	39.94	39.94	39.94	39.94		

( 2 ) 個人市民税納税義務者の内訳 ( 当初現年分 )

( 単位 : 人 )

区分 年度	均等割のみの者	所得割のみの者	均等割 所得割 の者	合 計
21	3,381	0	107,668	111,049
22	3,709	0	104,197	107,906
23	3,834	0	103,301	107,135
24	3,661	0	103,930	107,591
25	3,725	0	104,869	108,594

( 3 ) 課税標準所得別納税義務者数 ( 当初 )

( 単位 : 人 )

区分 年度	給 与 所 得 者	営 業 等 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 の 所 得 者	合 計
21	88,533	3,690	29	15,416	107,668
22	84,455	3,480	28	16,234	104,197
23	83,179	3,404	24	16,694	103,301
24	83,427	3,451	31	17,021	103,930
25	83,849	3,447	24	17,549	104,869

(注) 均等割のみの者を除く。

## (4) 課税標準額所得割等に関する調べ

(単位：人・千円)

年度		21	22	23	24	25
区 分						
納 税 義 務 者 数		107,668	104,197	103,301	103,930	104,869
総所得金額	総 所 得 金 額	378,713,848	344,705,450	342,777,503	344,283,424	345,708,555
	山 林 所 得 金 額	7,500	1,304	1,985	1,271	0
	分 離 讓 渡 金 額 等	6,987,885	6,120,223	6,881,666	7,970,249	6,775,272
	計	385,709,233	350,826,977	349,661,154	352,254,944	352,483,827
所 得 控 除 額	雑 損	5,478	7,907	9,399	25,403	5,676
	医 療 費	2,614,199	2,557,541	2,496,555	2,521,974	2,515,138
	社 会 保 険 料	52,869,972	49,774,566	50,409,207	52,230,071	53,426,307
	小 規 模 共 済	663,250	643,902	632,983	651,046	666,981
	生 命 保 険 料	3,026,264	2,938,529	2,890,303	2,879,573	3,057,493
	損 害 保 険 料	-	-	-	-	-
	地 震 保 険 料	239,951	238,332	233,017	233,558	238,363
	寄 附 金	-	-	-	-	-
	障 害 者	969,080	945,000	947,620	970,760	983,300
	老 年 者	-	-	-	-	-
	寡 婦	404,980	397,920	405,740	432,080	437,700
	寡 夫	62,140	68,900	66,560	65,520	62,920
	勤 労 学 生	4,940	2,600	1,820	780	1,560
配 偶 者	10,754,870	10,545,620	10,401,140	10,355,990	10,302,580	
配 偶 者 特 別	481,190	476,530	505,390	526,390	556,280	
扶 養	17,385,420	16,546,760	16,512,250	6,816,700	6,848,500	
同 居 特 障 加 算 分	210,680	207,690	206,080	216,890	219,190	
基 礎	35,530,440	34,385,010	34,089,330	34,296,900	34,606,770	
計	125,222,854	119,736,807	119,807,394	112,223,635	113,928,758	
課税標準額	総 所 得 金 額	253,573,865	225,228,991	223,342,294	232,281,200	232,037,960
	山 林 所 得 金 額	7,500	1,303	1,984	1,270	0
	分 離 讓 渡 金 額 等	6,905,014	5,859,876	6,509,482	7,748,839	6,517,109
	計	260,486,379	231,090,170	229,853,760	240,031,309	238,555,069
算 出 税 額		15,414,156	13,683,125	13,588,910	14,161,172	14,108,417
税 額 控 除 額 等		116,630	207,299	204,533	216,880	199,458
調 整 控 除		237,638	238,090	235,562	207,746	210,674
定 率 控 除 額		-	-	-	-	-
配 当 割 額・株 式 等 讓 渡 所 得 割 額 控 除 額		3,537	6,771	7,023	9,626	12,278
所 得 割 額		15,056,351	13,230,965	13,141,792	13,726,920	13,686,007

## (5)退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調べ(6月末まで)

(単位：人・千円)

年度	21		22		23		24		25	
調定した月	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	所得割額
4月	77	11,995	72	12,331	76	12,314	40	7,611	50	6,145
5月	327	58,530	320	61,709	304	52,239	331	55,454	214	50,842
6月	119	13,184	49	7,887	56	8,755	58	9,056	75	16,675
7月	103	29,339	44	23,794	42	6,857	55	10,182	-	-
8月	160	40,660	42	19,278	50	6,513	52	6,192	-	-
9月	56	11,838	33	4,703	37	5,515	31	3,586	-	-
10月	51	5,433	44	4,926	51	5,930	37	3,958	-	-
11月	71	9,503	56	10,507	106	13,628	64	9,666	-	-
12月	66	9,249	26	2,161	37	5,233	50	6,213	-	-
1月	56	9,684	33	8,058	25	2,303	54	11,396	-	-
2月	38	4,006	45	5,811	34	4,319	43	5,780	-	-
3月	51	6,317	47	13,185	38	4,585	38	4,700	-	-
合計	1,175	209,738	811	174,350	856	128,191	853	133,794		

## ( 6 ) 課税標準額段階別納税義務者数 ( 当初 )

( 単位 : 人 )

段 階 \ 内 訳	給与所得者	営 業 者 所得者	農 業 者 所得者	そ の 他 の 所 得 者	譲 渡 所 得 に つ いて 分 離 課 税 し た 者	計
10万円以下	2,526	182	2	770	179	3,659
10万円超え 100万円以下	19,675	1,107	6	8,764	192	29,744
100万円超え 200万円以下	24,977	920	12	4,188	175	30,272
200万円超え 300万円以下	15,819	561	1	1,401	125	17,907
300万円超え 400万円以下	8,649	252	1	574	112	9,588
400万円超え 550万円以下	7,091	162	1	392	108	7,754
550万円超え 700万円以下	2,308	65	0	195	55	2,623
700万円超え 1000万円以下	1,464	65	1	227	69	1,826
1,000万円超え	946	110	0	345	95	1,496
合 計	83,455	3,424	24	16,856	1,110	104,869
200万円以下	47,178	2,209	20	13,722	546	63,675
200万円超え 700万円以下	33,867	1,040	3	2,562	400	37,872
700万円超え	2,410	175	1	572	164	3,322



## ( 7 ) 課税標準額段階別総所得金額 ( 当初 )

( 単位 : 千円 )

内 訳 段 階	給与所得者	営 業 者 所得者	農 業 者 所得者	そ の 他 の 所 得 者	譲 渡 所 得 に つ いて 分 離 課 税 し た 者	計
10万円以下	1,318,561	147,399	2,140	640,096	2,234,728	4,342,924
10万円超え 100万円以下	25,521,461	1,594,642	8,208	12,187,168	1,245,352	40,556,831
100万円超え 200万円以下	60,335,788	2,298,661	26,834	9,824,699	1,066,910	73,552,892
200万円超え 300万円以下	58,075,958	1,986,105	3,059	4,894,771	976,237	65,936,130
300万円超え 400万円以下	42,748,263	1,180,033	5,237	2,652,130	1,000,779	47,586,442
400万円超え 550万円以下	45,320,171	957,396	6,977	2,337,317	1,099,215	49,721,076
550万円超え 700万円以下	18,623,919	488,193	0	1,459,496	656,160	21,227,768
700万円超え 1000万円以下	14,978,180	631,928	11,507	2,199,514	1,071,464	18,892,593
1,000万円超え	18,048,279	2,962,281	0	6,516,891	3,139,720	30,667,171
合 計	284,970,580	12,246,638	63,962	42,712,082	12,490,565	352,483,827
200万円以下	87,175,810	4,040,702	37,182	22,651,963	4,546,990	118,452,647
200万円超え 700万円以下	164,768,311	4,611,727	15,273	11,343,714	3,732,391	184,471,416
700万円超え	33,026,459	3,594,209	11,507	8,716,405	4,211,184	49,559,764

## ( 8 ) 事業専従者に関する調べ

(単位：人・千円)

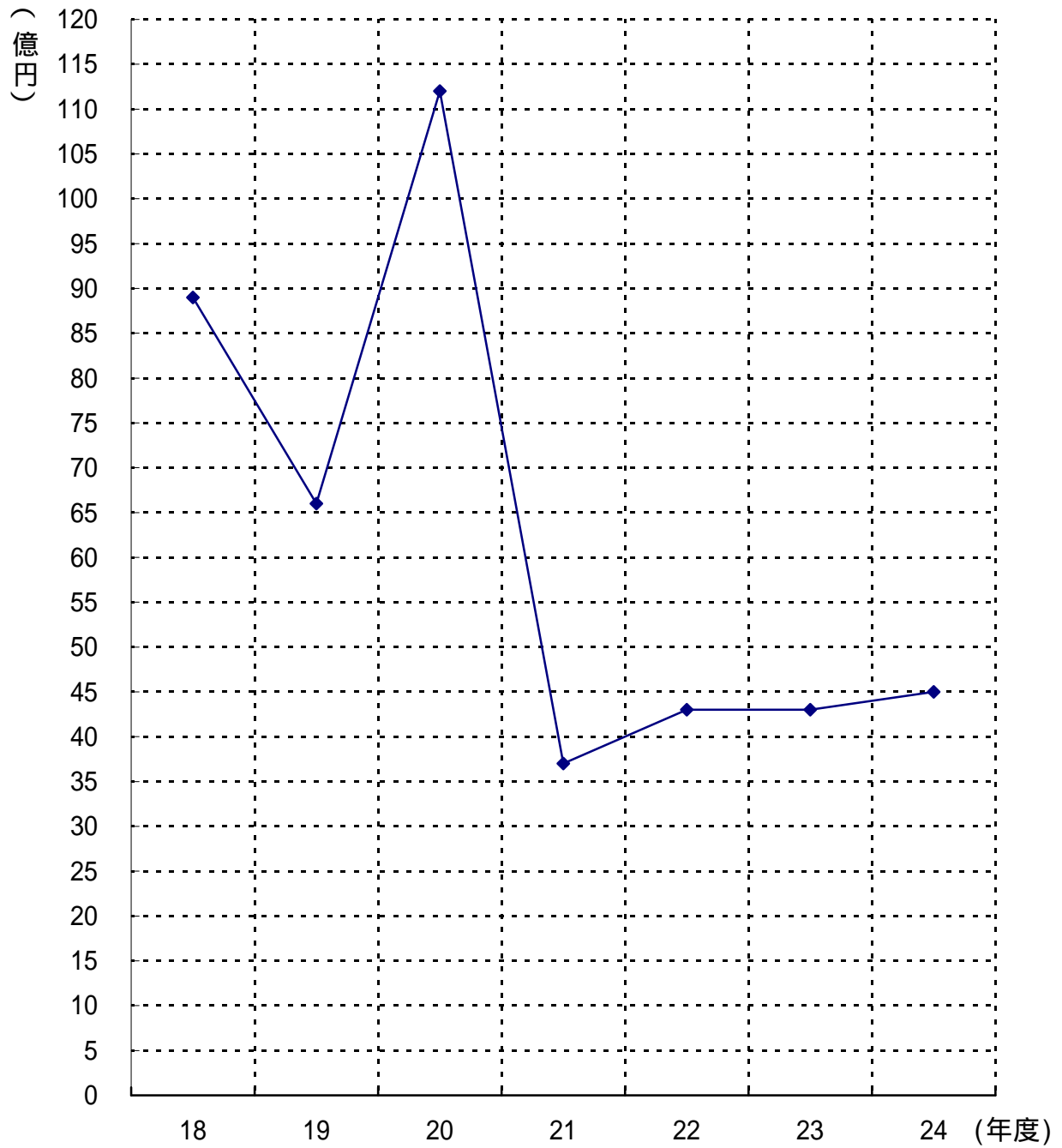
区分 年度	青 色 申 告					事業専従者を有する白色申告者				
	青色申告 納 税 義務者数	事業専従者を有する者			専 従 者 給 与 額	納 税 義務者数	納 税 義務者数	白 色 事 業 専 従 者 数		専 従 者 給 与 額
		青 色 事 業 専 従 者 数	専 従 者 給 与 額	納 税 義務者数				白 色 事 業 専 従 者 数	専 従 者 給 与 額	
1 6	6,411	1,306	383	3,608,286	1,496	110	91	23	94,239	
1 7	6,333	1,287	346	3,395,343	1,466	103	88	16	87,018	
1 8	6,838	1,388	387	3,673,170	1,582	112	95	21	78,453	
1 9	6,851	1,384	395	3,694,323	1,577	101	89	13	85,490	
2 0	6,913	1,338	361	3,499,192	1,533	110	95	19	78,583	
2 1	6,933	1,230	354	3,268,993	1,411	105	90	19	85,815	
2 2	6,739	1,131	328	3,007,063	1,326	91	75	18	82,328	
2 3	6,621	1,053	308	2,781,256	1,238	82	70	14	65,873	
2 4	6,917	1,118	321	2,843,250	1,300	76	68	9	62,412	
2 5	6,943	1,098	304	2,813,496	1,274	94	80	19	70,877	

16 法人市民税

(1) 税率別調定額前年度対比表

区 分		年 度		24	23	対前年度比	構 成 比	
		24	%					千円
法 人 税 割	確定 ・ 予定	14.7	%	2,048,373	千円	2,039,857	100.4	45.4
		13.5	%	569,616	千円	411,228	138.5	12.6
		12.3	%	907,246	千円	836,876	108.4	20.1
	修正 ・ 更正	14.7	%	18,282	千円	16,701	109.5	0.4
		13.5	%	6,237	千円	2,768	225.3	0.1
		12.3	%	10,535	千円	21,559	48.9	0.2
小 計				3,560,289	千円	3,328,989	106.9	78.8
均 等 割				946,969	千円	964,121	98.2	21.0
合 計				4,507,258	千円	4,293,110	105.0	99.8
納 税 義 務 者 数	地 方 税 法 第 三 百 十 二 条 第 一 項	第1号法人	%	4,537	千円	4,535	100.0	65.4
		第2号法人	%	65	千円	61	106.6	0.9
		第3号法人	%	1,067	千円	1,068	99.9	15.4
		第4号法人	%	108	千円	110	98.2	1.6
		第5号法人	%	450	千円	464	97.0	6.5
		第6号法人	%	67	千円	64	104.7	1.0
		第7号法人	%	535	千円	561	95.4	7.8
		第8号法人	%	43	千円	47	91.5	0.6
		第9号法人	%	63	千円	61	103.3	0.9
		法人でない 社 団 等	%	-	千円	-	-	-
	計				6,935	千円	6,971	99.5

( 2 ) 調定額の推移



## ( 3 ) 月別調定額前年度対比表

( 単位 : 円・件・% )

年度 月	24		23		調定額 対前年度比
	調定額	申告件数	調定額	申告件数	
4	132,120,700	591	137,173,100	603	96.3
5	359,492,700	1,356	308,454,200	1,369	116.5
6	1,403,285,900	1,442	1,220,807,300	1,454	114.9
7	429,682,300	763	532,103,200	761	80.8
8	233,748,800	763	258,115,600	758	90.6
9	104,430,800	559	108,225,700	563	96.5
10	120,030,500	728	105,001,500	720	114.3
11	989,032,400	1,401	881,494,500	1,476	112.2
12	131,970,300	684	118,131,900	553	111.7
1	57,311,400	370	65,965,400	328	86.9
2	302,859,100	840	347,656,000	870	87.1
3	243,293,300	430	209,982,000	476	115.9
計	4,507,258,200	9,927	4,293,110,400	9,931	105.0

17 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税・都市計画税に関する調べ(当初)

(単位：千円)

区分	年 度	固定資産税課税標準額	都市計画税課税標準額
土 地 ・ 家 屋	21	1,239,878,110	1,269,730,992
	22	1,240,670,039	1,267,256,942
	23	1,241,549,554	1,263,671,799
	24	1,164,689,920	1,193,024,753
	25	1,174,211,709	1,196,056,794
償 却 資 産	21	290,220,192	-
	22	267,336,708	-
	23	251,689,247	-
	24	239,646,246	-
	25	231,897,546	-
計	21	1,530,098,302	1,269,730,992
	22	1,508,006,747	1,267,256,942
	23	1,493,238,801	1,263,671,799
	24	1,404,336,166	1,193,024,753
	25	1,406,109,255	1,196,056,794

( 2 ) 土地に関する概要調書

区分 地目		地 積				決 定	
		非課税地積 (㎡) (イ)	評価総地積 (㎡) (ロ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ハ)	法定免税点 以上のもの (㎡) - (ニ) (ロ) - (ハ)	総 額 (千円) (ホ)	法定免税点 未満のもの (千円) (ヘ)
田	一般田	38,592	5,157,748	327,136	4,830,612	515,191	32,515
	介在田等	527	39,334		39,334	2,441,231	
畑	一般畑	36,425	7,439,829	772,509	6,667,320	470,106	47,983
	介在畑等	122,055	905,512	62	905,450	46,299,848	2,213
宅地	小規模 住宅用地		10,379,339	3,542	10,375,797	683,737,036	173,492
	一般 住宅用地		3,437,938	1,092	3,436,846	168,211,844	33,597
	商業地等 (非住宅用地)		7,469,629	20	7,469,609	394,503,136	1,249
	計	2,498,056	21,286,906	4,654	21,282,252	1,246,452,016	208,338
塩 田							
鉱 泉 地			20		20	528	
池 沼							
山 林	一般山林	10,623,675	14,849,952	1,411,369	13,438,583	437,611	45,637
	介在山林		19,243	23	19,220	235,168	189
牧 場			25,658		25,658	11,931	
原 野		1,003	320,097	14,451	305,646	5,225	327
雑 種 地	ゴルフ場 の用地	29,445	3,662,044		3,662,044	12,322,403	
	遊園地等 の用地	676,513					
	鉄軌道 用地	161	59,313		59,313	4,809,554	
	その他の 雑種地	1,103,997	4,758,271	117,313	4,640,958	162,409,864	91,942
	計	1,810,116	8,479,628	117,313	8,362,315	179,541,821	91,942
そ の 他		20,175,624					
合 計		35,306,073	58,523,927	2,647,517	55,876,410	1,476,410,676	429,144

価 格		筆 数				単位当たり価格	
法定免税点 以上のもの (ホ) - (ヘ) (千円) (ト)	(ト)に係る課 税標準額(千 円)(チ)	非課税地 筆 数 (筆)(リ)	評 価 総 筆 数 (筆)(ヌ)	法定免税 点未満の もの (筆)(ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ) - (ル) (筆) (ヲ)	平均 価 格 (ホ)/(ロ) (円/㎡)(ワ)	最高価格 (円/㎡) (力)
482,676	482,676	91	8,221	576	7,645	100	113
2,441,231	764,150	4	83		83	62,064	154,998
422,123	422,123	115	14,057	1,698	12,359	63	81
46,297,635	14,708,706	202	2,695	5	2,690	51,131	143,300
683,563,544	107,040,820		65,456	316	65,140	65,875	394,900
168,178,247	53,104,127		25,466	137	25,329	48,928	379,700
394,501,887	273,360,214		10,397	9	10,388	52,814	719,769
1,246,243,678	433,505,161	2,528	101,319	462	100,857	58,555	719,769
528	528		6		6	26,400	38,312
391,974	391,974	1,430	10,161	1,763	8,398	29	44
234,979	162,540		78	2	76	12,221	27,148
11,931	11,931		32		32	465	465
4,898	4,898	8	138	18	120	16	25
12,322,403	8,625,682	146	2,605		2,605	3,365	16,700
		597					
4,809,554	3,317,264	2	93		93	194,269	401,478
162,317,922	111,436,721	2,514	14,732	1,208	13,524	34,132	387,168
179,449,879	123,379,667	3,259	17,430	1,208	16,222	21,173	387,168
		75,886					
1,475,981,532	573,834,354	83,523	154,220	5,732	148,488	25,227	



## (3) 宅地に関する調べ

地区別	区分	地積		決定価格	
		(㎡)	(イ)	(千円)	(ロ)
商業地区	繁華街				
	高度商業地区				
	高度商業地区		90,296		31,422,666
	普通商業地区		568,312		65,221,476
	計		658,608		96,644,142
住宅地区	併用住宅地区		1,577,436		121,683,138
	高級住宅地区				
	普通住宅地区		11,154,394		749,353,670
	計		12,731,830		871,036,808
工業地区	大工場地区		2,721,896		100,515,807
	中小工場地区		1,941,019		96,684,661
	家内工業地区				
	計		4,662,915		197,200,468
村落地区	集団地区		1,781,270		48,945,904
	村落地区		1,401,222		32,196,782
	計		3,182,492		81,142,686
観光地区					
農業用施設の用に供する宅地			46,101		218,116
生産緑地地区内の宅地			306		1,458
合計			21,282,252		1,246,243,678

課税標準額 (千円) (八)	筆数 (筆)	単位当たり価格	
		平均価格 (口) (イ) (円/m <sup>2</sup> )	最高価格 (円/m <sup>2</sup> )
20,368,758	317	347,996	719,769
32,915,889	1,665	114,764	333,240
53,284,647	1,982	146,740	719,769
52,480,728	5,116	77,140	180,006
166,223,206	58,543	67,180	162,680
218,703,934	63,659	68,414	180,006
70,120,391	641	36,929	71,100
65,225,449	2,877	49,811	99,984
135,345,840	3,518	42,291	99,984
14,330,058	6,557	27,478	40,000
11,686,980	4,482	22,978	39,360
26,017,038	11,039	25,497	40,000
152,681	146	4,731	4,812
1,021	3	4,765	4,772
433,505,161	80,347	58,558	719,769

( 4 ) 家屋に関する概要調書

区 分		所 有 者 数 (人)	棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)
木 造	総 数		51,429	5,321,152
	法定免税点 未満のもの		1,594	49,796
	法定免税点 以上のもの		49,835	5,271,356
木 造 以 外	総 数		16,885	9,013,135
	法定免税点 未満のもの		193	3,645
	法定免税点 以上のもの		16,692	9,009,490
合 計	総 数	63,306	68,314	14,334,287
	法定免税点 未満のもの	1,447	1,787	53,441
	法定免税点 以上のもの	61,859	66,527	14,280,846

決 定 価 格 (千円)	1㎡当たり価格 (円)
145,917,470	27,422
85,552	1,718
145,831,918	27,665
456,904,543	50,693
17,630	4,837
456,886,913	50,712
602,822,013	42,055
103,182	1,931
602,718,831	42,205

参考

実際免税点の額	200,000円
---------	----------

( 5 ) 償却資産に関する概要調書

総括表

種 類		決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)
市町村長が価格等を決定したものの	構 築 物	55,734,290	55,452,805
	機 械 及 び 装 置	87,607,699	85,759,495
	船 舶	13,039	13,039
	航 空 機		
	車 輛 及 び 運 搬 具	958,826	958,826
	工 具、器 具 及 び 備 品	59,224,880	59,172,611
	調 整 額		
	小 計 (ハ)	203,538,734	201,356,776
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したものの	31,211,772	30,540,770
	道府県知事が価格等を決定し、配分したものの		
	小 計 (ニ)	31,211,772	30,540,770
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したものの(ホ)			
合 計 (ハ) + (ニ) + (ホ)		234,750,506	231,897,546
同上内訳	市 町 村 分 の 額		231,897,546
	道 府 県 分 の 額		

市町村長が価格等を決定したもののうち、法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を

区 分	法第349条の3					第1項	第2項	第8項
	第3項	第10項	第21項	第22項				
決定価格 (千円)	2,787,086	18,081	178,014	91,976		168,570	198,657	4,355
課税標準額 (千円)	1,140,612	9,041	59,338	45,988		126,427	56,225	3,266

納税義務者数に関する調べ

納税義務者数	個人	1,241
	法人	5,132
	計	6,373

課税標準額の内訳	
法第349条の3、法附則第15条の規定の適用を受けるもの (イ) (千円)	(イ)以外のもの (ロ) (千円)
417,749	55,035,056
1,288,750	84,470,745
	13,039
	958,826
55,208	59,117,403
1,761,707	199,595,069

受けるものに関する調べ

法附則第15条							合計			
第34項	旧第3項	旧第7項	旧第7項	旧第20項	旧第34項	旧第37項				
34,731	57,630	2,428	177,118	46,293	171,078	7,648				3,943,665
23,154	19,210	1,619	118,079	38,578	114,052	6,118				1,761,707

( 6 ) 土地の年度別構成比

(単位：%)

区分 年度	田	畑	宅地	山林	その他	評価総地積 (千㎡)
16	9.3	15.5	34.5	25.5	15.3	58,909
17	9.3	15.4	34.8	25.3	15.3	58,821
18	9.1	15.1	35.1	25.3	15.4	58,830
19	9.0	15.0	35.3	25.4	15.3	58,816
20	9.0	14.8	35.5	25.4	15.3	58,791
21	9.0	14.7	35.6	25.4	15.3	58,813
22	8.9	14.6	35.7	25.5	15.3	58,778
23	8.9	14.5	35.8	25.5	15.3	58,701
24	8.9	14.3	36.0	25.6	15.2	58,737
25	8.9	14.3	36.4	25.4	15.0	58,524

( 7 ) 家屋の棟数及び床面積調べ

(各年度1月現在)

区分 年度	総棟数 (棟)			総床面積 (㎡)		
	計	木造	木造以外	計	木造	木造以外
16	64,743	48,271	16,472	13,027,632	4,788,903	8,238,729
17	65,498	48,899	16,599	13,420,594	4,951,993	8,468,601
18	65,697	49,465	16,232	13,297,447	4,948,907	8,348,540
19	67,996	50,988	17,008	13,550,528	5,033,401	8,517,127
20	66,867	50,317	16,550	13,815,491	5,092,832	8,722,659
21	67,228	50,560	16,668	14,027,255	5,141,509	8,885,746
22	67,502	50,774	16,728	14,122,343	5,180,425	8,941,918
23	67,641	50,889	16,752	14,127,046	5,215,375	8,911,671
24	67,927	51,112	16,815	14,226,001	5,264,597	8,961,404
25	68,314	51,429	16,885	14,334,287	5,321,152	9,013,135

区分所有されている共同住宅などについては、居室数でなく、1つの建物を1棟とした。

18 軽自動車税

(1) 軽自動車税に関する調べ(当初)

平成25年4月1日現在(単位:台・円)

区分 車種		賦課期日現在台数			非課税 台数	減免 台数	差引課税 台数	税率	調定額	
		一般	官公署	計						
原動機付自転車	50cc以下	14,178	15	14,193	15	2	14,176	1,000	14,176,000	
	50cc超 90cc以下	1,002	20	1,022	20	0	1,002	1,200	1,202,400	
	90cc超 125cc以下	3,245	23	3,268	23	0	3,245	1,600	5,192,000	
	ミニカー	241	0	241	0	0	241	2,500	602,500	
	小計	18,666	58	18,724	58	2	18,664		21,172,900	
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車 (側車付のものを含む)	3,960	22	3,982	22	0	3,960	2,400	9,504,000	
	三輪車	9	0	9	0	0	9	3,100	27,900	
	四輪車	乗用	1	0	1	0	0	1	5,500	5,500
		営業用 自家用	27,354	9	27,363	9	269	27,085	7,200	195,012,000
	貨物用	営業用	534	0	534	0	3	531	3,000	1,593,000
		自家用	10,002	38	10,040	39	57	9,944	4,000	39,776,000
	農耕用	1,367	3	1,370	3	0	1,367	1,600	2,187,200	
	特殊作業用	287	0	287	0	0	287	4,700	1,348,900	
小計	43,514	72	43,586	73	329	43,184		249,454,500		
二輪の小型自動車		3,703	40	3,743	40	0	3,703	4,000	14,812,000	
合計		65,883	170	66,053	171	331	65,551		285,439,400	



## ( 2 ) 軽自動車税車種別台数及び調定額の推移 ( 当初 )

( 単位 : 台・円・% )

車種	年度		23		24		25		
	台数	調定額	対前年度比	台数	調定額	対前年度比	台数	調定額	
原動機付自転車	50cc以下	15,094	97.1	14,715	97.5	14,176	96.3	21.6	
		15,094,000	97.1	14,715,000	97.5	14,176,000	96.3	5.0	
	50cc 超 90cc以下	1,031	98.8	1,034	100.3	1,002	96.9	1.5	
		1,237,200	98.8	1,240,800	100.3	1,202,400	96.9	0.4	
	90cc 超 125cc以下	2,755	108.6	2,991	108.6	3,245	108.5	5.0	
		4,408,000	108.6	4,785,600	108.6	5,192,000	108.5	1.8	
ミニカー	232	100.0	244	105.2	241	98.8	0.4		
	580,000	100.0	610,000	105.2	602,500	98.8	0.2		
小 計	19,112	98.7	18,984	99.3	18,664	98.3	28.5		
	21,319,200	99.5	21,351,400	100.2	21,172,900	99.2	7.4		
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車 (側車付きのものを含む)	4,150	96.7	4,048	97.5	3,960	97.8	6.0	
		9,960,000	96.7	9,715,200	97.5	9,504,000	97.8	3.3	
三輪車	11	110.0	9	81.8	9	100.0	0.0		
	34,100	110.0	27,900	81.8	27,900	100.0	0.0		
四輪車	乗用	営業用	1	100.0	1	100.0	1	100.0	0.0
		自家用	5,500	100.0	5,500	100.0	5,500	100.0	0.0
	米軍	0		0		0		0.0	
		0		0		0		0.0	
	貨物用	営業用	533	96.6	526	98.7	531	101.0	0.8
		自家用	1,599,000	96.6	1,578,000	98.7	1,593,000	101.0	0.6
小 計	9,988	100.1	9,935	99.5	9,944	100.1	15.2		
	39,952,000	100.1	39,740,000	99.5	39,776,000	100.1	13.9		
農 耕 用	1,323	101.3	1,347	101.8	1,367	101.5	2.1		
	2,116,800	101.3	2,155,200	101.8	2,187,200	101.5	0.8		
特殊作業用	285	101.8	274	96.1	287	104.7	0.4		
	1,339,500	101.8	1,287,800	96.1	1,348,900	104.7	0.5		
小 計	41,495	101.9	42,059	101.4	43,184	102.7	65.8		
	236,475,700	102.8	241,126,400	102.0	249,454,500	103.5	87.4		
二輪の小型自動車	3,673	101.0	3,636	99.0	3,703	101.8	5.6		
	14,692,000	101.0	14,544,000	99.0	14,812,000	101.8	5.2		
合 計	64,280	100.9	64,679	100.6	65,551	101.3	99.9		
	272,486,900	102.4	277,021,800	101.7	285,439,400	103.0	100.0		

( 注 ) 表中米軍は「厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に基づき課税したもの

19 市たばこ税に関する調べ

上欄...調定額(円)、下欄...前月売上本数(本)

年度 申告月	22	対前年度比 (%)	23	対前年度比 (%)	24	対前年度比 (%)
4	125,443,212	98.9	167,031,391	133.2	149,018,206	89.2
	38,221,009	98.9	36,629,876	95.8	32,867,307	89.7
5	122,841,587	95.1	107,449,930	87.5	147,276,040	137.1
	37,419,667	95.2	23,405,490	62.5	32,485,088	138.8
6	114,787,098	91.3	148,825,421	129.7	154,028,345	103.5
	34,980,030	91.4	32,641,552	93.3	33,968,584	104.1
7	121,632,075	93.1	161,485,691	132.8	153,670,398	95.2
	37,071,791	93.2	35,545,509	95.9	33,930,842	95.5
8	129,234,648	93.2	181,335,476	140.3	157,498,483	86.9
	39,376,136	93.3	39,817,319	101.1	34,768,287	87.3
9	127,322,527	101.4	161,648,665	127.0	164,615,334	101.8
	38,804,545	101.4	35,565,437	91.7	36,368,442	102.3
10	238,774,634	189.0	153,238,198	64.2	143,971,531	94.0
	72,754,715	189.0	33,745,789	46.4	31,808,602	94.3
11	59,214,832	46.7	150,997,060	255.0	163,101,802	108.0
	13,056,466	33.8	33,268,276	254.8	36,026,174	108.3
12	100,915,094	84.9	150,114,420	148.8	149,234,473	99.4
	22,237,501	61.4	33,076,567	148.7	32,983,739	99.7
1	138,633,522	106.9	159,620,090	115.1	154,195,603	96.6
	30,472,098	77.1	35,140,830	115.3	34,064,141	96.9
2	121,137,053	111.9	135,909,498	112.2	134,080,930	98.7
	26,609,304	80.6	29,947,937	112.5	29,640,543	99.0
3	130,006,635	119.3	143,486,736	110.4	134,133,803	93.5
	28,573,997	86.0	31,640,373	110.7	29,648,459	93.7
手持品 課税			31,109,987			
計	1,529,942,917	102.3	1,821,142,576	119.0	1,804,824,948	99.1
	419,577,259	92.1	400,424,955	95.4	398,560,208	99.5

区分 年度	売り渡し本数 (本)	税 率	税 額 (円)
20	483,552,262	[平成15年7月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき2,977円 ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき1,412円	1,588,268,596
21	455,572,763	[平成18年7月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき3,298円	1,495,449,817
22	419,577,259	・旧3級品の紙巻たばこ千本につき1,564円	1,529,942,917
23	400,424,955	[平成22年11月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき4,618円 ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき2,190円	1,821,142,576
24	398,560,208		1,804,824,948

(注) 旧3級品の紙巻たばことは、専売納付金制度化において、3級品とされていた紙巻たばこをいう。

20 入湯税に関する調べ

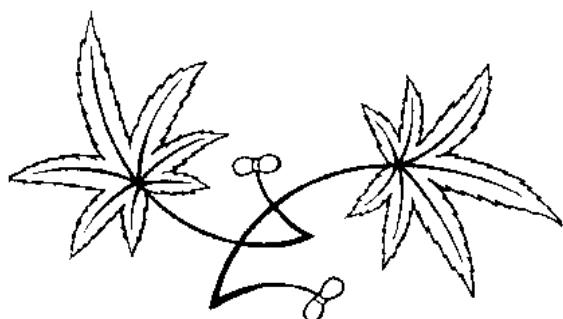
区 分 \ 年 度	22	23	24
税 率	1人1日につき150円	1人1日につき150円	1人1日につき150円
課税対象入湯客数	26,745人	26,803人	27,747人
課税対象入湯客数 (1箇月平均)	2,229人	2,234人	2,312人
特別徴収義務者数	飯山地区 3軒	飯山地区 3軒	飯山地区 3軒
	七沢地区 8軒	七沢地区 7軒	七沢地区 7軒
	睦合地区 1軒	睦合地区 1軒	睦合地区 1軒
	計 12軒	計 11軒	計 11軒

○月別調定額の推移

(単位：円・%)

年度 \ 調定月	22		23		24	
	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比
4月	375,300	89.6	178,650	47.6	360,750	201.9
5月	282,150	87.8	196,800	69.8	296,100	150.5
6月	340,200	95.1	321,300	94.4	327,300	101.9
7月	256,800	87.3	268,350	104.5	264,750	98.7
8月	245,400	83.4	306,600	124.9	292,200	95.3
9月	405,600	100.2	423,450	104.4	431,700	101.9
10月	240,600	69.3	260,250	108.2	273,450	105.1
11月	317,250	100.1	398,550	125.6	320,700	80.5
12月	375,300	80.7	457,950	122.0	439,650	96.0
1月	487,200	106.5	471,450	96.8	439,050	93.1
2月	354,300	103.6	423,300	119.5	375,150	88.6
3月	331,650	116.4	313,800	94.6	341,250	108.7
合計	4,011,750	93.2	4,020,450	100.2	4,162,050	103.5

## 第3章 納税



市の木 もみじ  
(昭和44年2月1日制定)

もみじ(カエデ科)

日本全土に生育する落葉の広葉高木で、葉の形は人の手に似ており、土質としては中位の湿気を好み、本市の土壌にも適しています。

また、種類が豊富で移植も容易なことから用途も広く、種類によっては主木として家庭向又は街路樹として、あるいは山に植栽し景観を引き立てるのにも適しています。

2 1 納税貯蓄組合関係調べ

区 分		組合数 (組合)	組合員数 (人)	納税義務 者数(人)	納税すべき税 額(円)	納期内納付額 (円)	納期内納 付率(%)
厚 木	22	20	832	635	168,142,212	157,399,218	93.6
	23	19	432	551	140,095,862	128,965,979	92.1
	24	15	367	430	106,325,911	101,134,034	95.1
睦 合	22	7	455	413	145,809,323	141,721,424	97.2
	23	7	302	400	149,386,732	147,308,180	98.6
	24	5	268	317	136,598,572	132,543,404	97.0
荻 野	22	4	280	243	60,497,643	52,509,464	86.8
	23	4	185	234	56,225,446	52,669,877	93.7
	24	3	158	216	50,847,618	48,979,011	96.3
南毛利	22	5	391	356	159,398,664	155,113,538	97.3
	23	3	204	252	88,604,308	86,257,165	97.4
	24	3	204	231	92,210,538	89,125,574	96.7
相 川	22	8	381	332	380,124,990	376,001,870	98.9
	23	0	0	0	0	0	0
	24	0	0	0	0	0	0
合 計	22	44	2,339	1,979	913,972,832	882,745,514	96.6
	23	34	1,523	1,437	434,312,348	415,201,201	95.6
	24	26	997	1,194	385,982,639	371,782,023	96.3

依知地区、玉川地区、小鮎地区の納税貯蓄組合については、解散しているため表記なし

2 2 市税収入実績調べ

平成24年度

税 目		予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	
現 年 度 分	市 民 税	18,474,000,000	18,700,785,066	18,312,607,591	
	内 訳	個 人	13,949,000,000	14,193,526,866	13,817,655,855
		法 人	4,525,000,000	4,507,258,200	4,494,951,736
	固 定 資 産 税	19,052,000,000	19,159,874,200	18,929,682,450	
	内	土 地 ・ 家 屋	15,660,000,000	15,773,355,600	15,546,889,350
		償 却 資 産	3,292,000,000	3,283,000,600	3,279,275,100
	訳	国 有 資 産 交 付 金	100,000,000	103,518,000	103,518,000
	軽 自 動 車 税	262,700,000	273,939,600	267,246,800	
	市 た ば こ 税	1,929,000,000	1,804,824,948	1,804,824,948	
	都 市 計 画 税	2,345,000,000	2,347,359,200	2,313,656,945	
	入 湯 税	2,880,000	4,162,050	4,162,050	
	計	42,065,580,000	42,290,945,064	41,632,180,784	
	滞 納 繰 越 分	市 民 税	298,714,000	2,069,579,636	440,599,670
内 訳		個 人	294,496,000	2,031,428,925	429,264,075
		法 人	4,218,000	38,150,711	11,335,595
固 定 資 産 税		274,673,000	1,525,823,903	293,598,459	
内		土 地 ・ 家 屋	265,604,000	1,490,344,346	286,687,994
		償 却 資 産	9,069,000	35,479,557	6,910,465
訳		軽 自 動 車 税	5,846,000	31,248,348	9,183,292
市 た ば こ 税		1,000	0	0	
特 別 土 地 保 有 税		1,000	6,320,110	0	
都 市 計 画 税		40,254,000	225,702,233	43,416,892	
入 湯 税	1,000	0	0		
計	619,490,000	3,858,674,230	786,798,313		
市 税 総 計		42,685,070,000	46,149,619,294	42,418,979,097	
前 年 度 同 期		42,957,128,000	46,714,002,567	42,568,239,529	

(単位：円)

不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度対調定 (%)
		対予算 (%)	対調定 (%)	
138,739	388,038,736	99.13	97.92	97.65
138,739	375,732,272	99.06	97.35	97.01
0	12,306,464	99.34	99.73	99.71
678,611	229,513,139	99.36	98.80	98.49
678,611	225,787,639	99.28	98.56	98.21
0	3,725,500	99.61	99.89	99.83
0	0	103.52	100.00	100.00
60,600	6,632,200	101.73	97.56	96.72
0	0	93.56	100.00	100.00
100,989	33,601,266	98.66	98.56	98.21
0	0	144.52	100.00	100.00
978,939	657,785,341	98.97	98.44	98.18
217,063,549	1,411,916,417	147.50	21.29	16.80
200,932,271	1,401,232,579	145.76	21.13	16.59
16,131,278	10,683,838	268.74	29.71	41.77
134,306,735	1,097,918,709	106.89	19.24	17.80
128,495,940	1,075,160,412	107.94	19.24	17.88
5,810,795	22,758,297	76.20	19.48	14.93
4,217,606	17,847,450	157.09	29.39	21.09
0	0	0.00	0.00	100.00
6,094,710	225,400	0.00	0.00	0.39
19,459,811	162,825,530	107.86	19.24	17.88
0	0	0.00	0.00	0.00
381,142,411	2,690,733,506	127.01	20.39	17.22
382,121,350	3,348,518,847	99.38	91.92	91.13
254,772,536	3,890,990,502	99.09	91.13	90.44

平成23年度

税 目		予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	
現 年 度 分	市 民 税	18,233,000,000	17,966,108,598	17,544,320,691	
	内 訊	個 人	13,600,000,000	13,672,998,198	13,263,729,191
		法 人	4,633,000,000	4,293,110,400	4,280,591,500
	固 定 資 産 税	19,855,000,000	20,110,302,600	19,807,597,965	
	内 訊	土 地 ・ 家 屋	16,307,000,000	16,635,073,700	16,338,085,825
		償 却 資 産	3,448,000,000	3,375,199,800	3,369,483,040
	国 有 資 産 交 付 金	100,000,000	100,029,100	100,029,100	
	軽 自 動 車 税	255,061,000	270,107,700	261,257,200	
	市 た ば こ 税	1,613,182,000	1,821,142,576	1,821,142,576	
	都 市 計 画 税	2,427,000,000	2,473,538,400	2,429,378,035	
	入 湯 税	3,150,000	4,020,450	4,020,450	
	計	42,386,393,000	42,645,220,324	41,867,716,917	
	滞 納 繰 越 分	市 民 税	274,352,000	2,193,887,034	368,562,109
内 訊		個 人	266,846,000	2,176,008,433	361,093,836
		法 人	7,506,000	17,878,601	7,468,273
固 定 資 産 税		253,480,000	1,585,948,677	282,354,685	
内 訊		土 地 ・ 家 屋	244,075,000	1,544,213,164	276,123,769
		償 却 資 産	9,405,000	41,735,513	6,230,916
軽 自 動 車 税		5,785,000	35,553,070	7,498,845	
市 た ば こ 税		1,000	29,102	29,102	
特 別 土 地 保 有 税		1,000	18,448,400	72,090	
都 市 計 画 税		37,115,000	234,915,960	42,005,781	
入 湯 税	1,000	0	0		
計	570,735,000	4,068,782,243	700,522,612		
市 税 総 計		42,957,128,000	46,714,002,567	42,568,239,529	
前 年 度 同 期		42,750,359,000	47,055,674,208	42,555,891,573	



(単位：円)

不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度対調定 (%)
		対予算 (%)	対調定 (%)	
460,918	421,326,989	96.22	97.65	97.29
460,918	408,808,089	97.53	97.01	96.58
0	12,518,900	92.39	99.71	99.64
600,508	302,104,127	99.76	98.49	98.27
600,508	296,387,367	100.19	98.21	97.93
0	5,716,760	97.72	99.83	99.81
0	0	100.03	100.00	100.00
11,000	8,839,500	102.43	96.72	96.08
0	0	112.89	100.00	100.00
89,292	44,071,073	100.10	98.21	97.93
0	0	127.63	100.00	100.00
1,161,718	776,341,689	98.78	98.18	97.88
144,277,106	1,681,047,819	134.34	16.80	14.82
136,399,380	1,678,515,217	135.32	16.59	14.76
7,877,726	2,532,602	99.50	41.77	18.18
80,364,778	1,223,229,214	111.39	17.80	14.73
74,622,978	1,193,466,417	113.13	17.88	14.74
5,741,800	29,762,797	66.25	14.93	14.36
5,560,577	22,493,648	129.63	21.09	18.65
0	0	2910.20	100.00	0.00
12,056,200	6,320,110	7209.00	0.39	0.00
11,352,157	181,558,022	113.18	17.88	14.74
0	0	0.00	0.00	0.00
253,610,818	3,114,648,813	122.74	17.22	14.75
254,772,536	3,890,990,502	99.09	91.13	90.44
431,621,711	4,068,160,924	99.55	90.44	90.63

2 3 督促状発送状況調べ

(単位：件・%)

区 分 税 目		21		22		23		24	
		件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合
市県民税	普通徴収	53,836	26.15	46,313	23.18	42,862	21.89	42,207	21.42
	特別徴収	3,604	2.26	3,279	2.09	3,175	2.04	3,114	2.00
法人市民税		567	5.88	562	5.95	548	5.84	505	5.09
固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)		40,638	11.22	41,645	11.48	39,615	10.92	37,887	10.93
固定資産税 (償却資産)		812	7.20	768	6.93	660	5.96	672	6.11
軽自動車税		12,215	19.31	11,411	17.99	10,321	16.15	10,387	16.18
特別土地保有税		0	0.00	0	0.00	0	0	0	0
合 計		111,672	13.76	103,978	12.95	97,181	12.23	94,772	12.17

(注) 割合  $\frac{\text{督促状発送件数}}{\text{納税通知書発送件数}} \times 100$

2 4 滞納処分執行状況調べ

(単位：件・円)

区 分		年 度			
		21	22	23	24
電話加入 権差押	件 数	1	2	0	0
	税 額	317,100	304,600	0	0
不動産 差 押	件 数	76	95	102	100
	税 額	140,664,909	106,992,916	276,517,869	182,804,783
動産差押	件 数	5	10	3	8
	税 額	9,730,022	5,420,644	2,735,000	55,190,891
債権差押	件 数	571	848	640	560
	税 額	494,668,242	365,642,027	337,792,985	319,712,013
参加差押 (電話加入権 不動産 動 産)	件 数	36	40	51	43
	税 額	48,599,080	54,393,652	58,065,494	47,348,800
交付要求 (不動産)	件 数	161	138	108	80
	税 額	102,517,991	170,608,085	52,373,632	163,826,562
合 計	件 数	850	1,133	904	791
	税 額	796,497,344	703,361,924	727,484,980	768,883,049

## 第 4 章 その他の資料

2 5 市税証明等発行件数

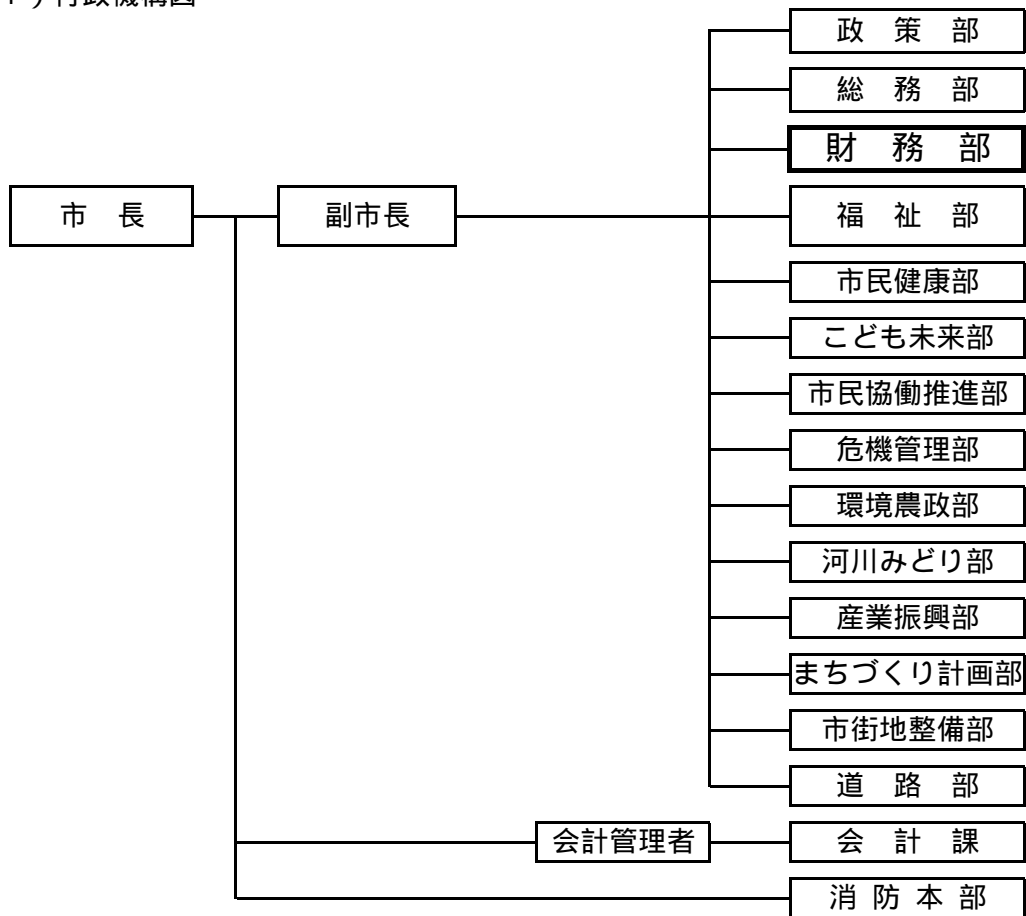
(単位：件)

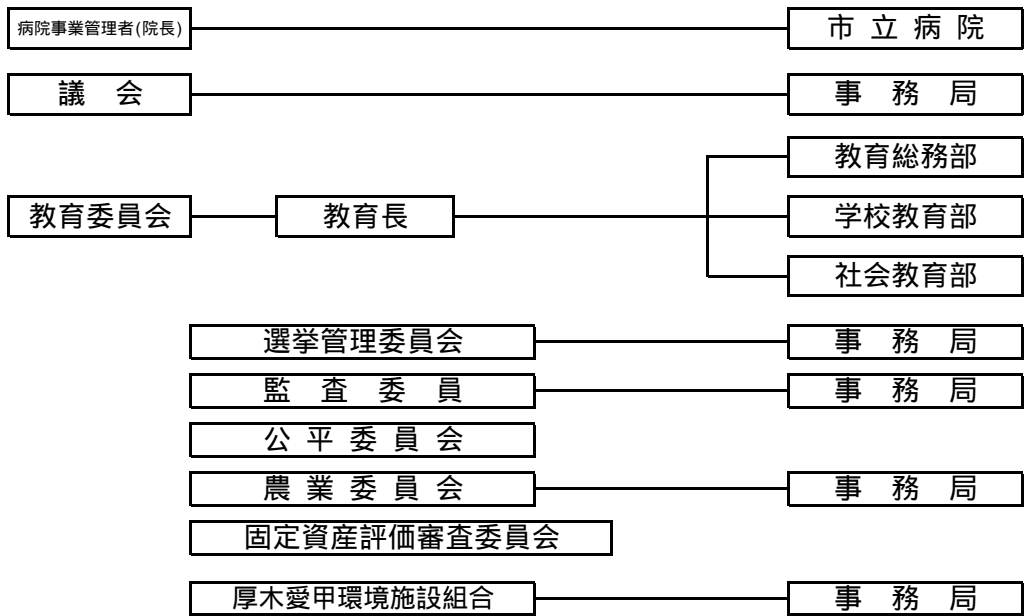
種類		年度				
		2 1	2 2	2 3	2 4	
市県民税証明 (所得証明)	本庁	17,029	17,215	17,371	18,643	
	連絡所	7,301	7,781	8,043	8,503	
	合計	24,330	24,996	25,414	27,146	
各種市税納税証明	本庁	4,066	4,665	3,549	3,662	
	連絡所	1,023	930	925	1,014	
	合計	5,089	5,595	4,474	4,676	
* 軽自動車税 車検用納税証明	本庁	1,439	1,549	1,489	1,443	
	連絡所	1,927	2,107	2,183	2,259	
	合計	3,366	3,656	3,672	3,702	
法人所在証明	本庁	266	300	254	244	
固定資産	各種証明	本庁	7,046	6,659	6,697	6,508
		連絡所	1,336	1,283	1,151	1,211
		合計	8,382	7,942	7,848	7,719
	* 価格通知	本庁	2,112	2,367	2,398	2,647
	住宅用家屋証明	本庁	1,127	1,028	1,274	1,213
証明発行総合計		44,672	45,884	45,334	47,347	

注 「連絡所」は各地区市民センター及び連絡所の発行件数

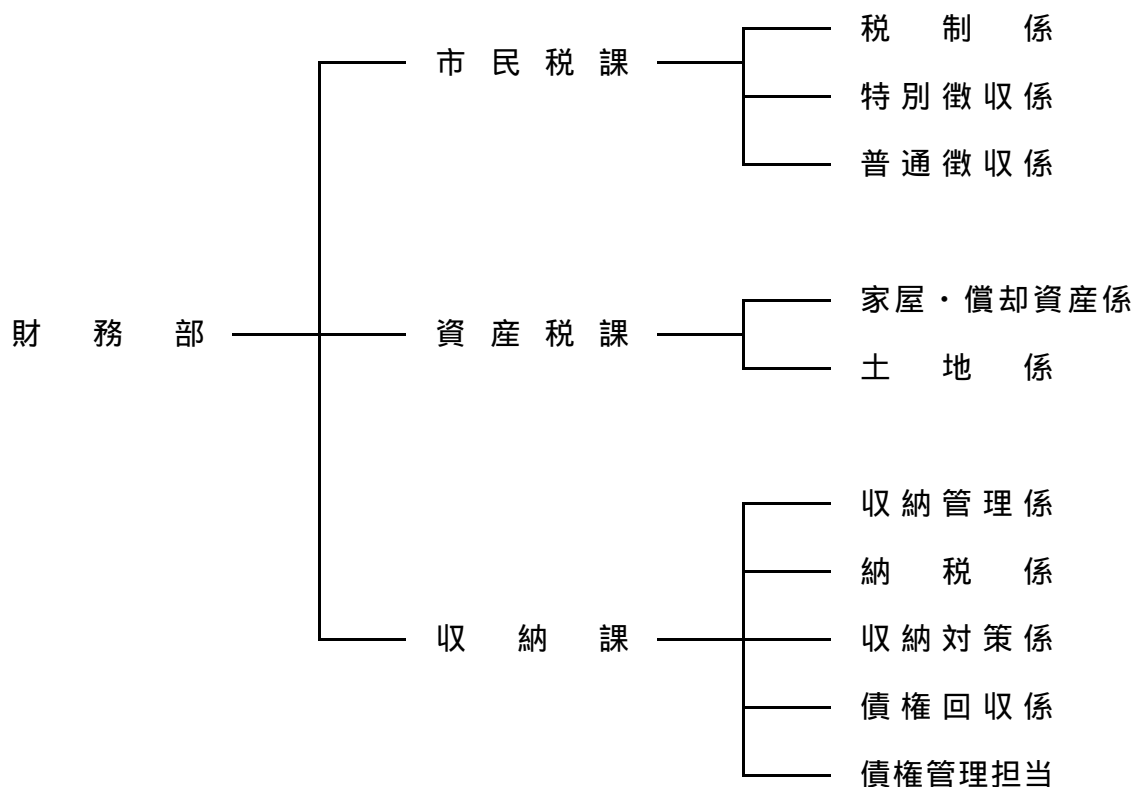
注 「\*」は手数料免除

( 1 ) 行政機構図





## (2) 税務機構図



## (3) 税務事務分掌

### 【市民税課】

税制係 特別徴収係 普通徴収係

- (1) 税制に関すること。
- (2) 市税歳入計画に関すること。
- (3) 市民税、県民税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課に関すること。
- (4) 市税に係る諸統計に関すること。
- (5) 営業の開廃業に関すること。
- (6) 市税の異議申立てに関すること。
- (7) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (8) 市税及び納税に係る証明に関すること。
- (9) 給与特別徴収義務者の指定に関すること。
- (10) 給与支払報告書に関すること。
- (11) 固定資産評価審査委員会との連絡調整に関すること。



## 【資産税課】

家屋・償却資産係 土地係

- (1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に関する事。
- (2) 固定資産の評価及び価格の決定に関する事。
- (3) 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関する事。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。
- (5) 市税（固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税に限る。）の異議申立てに関する事。

## 【収納課】

収納管理係 納税係 収納対策係 債権回収係 債権管理担当

- (1) 市税及び県民税の徴収に関する事。
- (2) 市税及び県民税の窓口収納及び収納管理に関する事。
- (3) 過誤納金の還付及び充当に関する事。
- (4) 納税貯蓄組合等の指導育成に関する事。
- (5) 納税思想の普及及び啓発に関する事。
- (6) 市税及び県民税の滞納処分及び欠損処分に関する事。
- (7) 市税及び県民税の徴収の嘱託及び受託に関する事。
- (8) 市税及び県民税の納税奨励に関する事。
- (9) 納税相談に関する事。
- (10) 市税以外の公金滞納分(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料及び下水道事業受益者負担金に係るものに限る。)の徴収及び滞納処分(他課の所管に属するものを除く。)に関する事。

2.7 税務職員係別人員調べ

(平成25年10月1日現在)

部課名	課長	係名	主幹	副主幹	主査	主任	主事	主事補	係別計	課別計
財	市民税課	1	1 (兼係長)	-	2	2	1	1	7	24
		特別徴収係	1 (兼係長)	-	1	1	3	1	7	
		普通徴収係	1 (兼係長)	-	2	3	3	-	9	
務	資産税課	1	1 (兼係長)	3	3	2	2 (再任用含む)	2	13	24
		土地係	1 (兼係長)	3	1	2	2	1	10	
部	収納課	2	1 (兼係長)	2	-	1	2	1	7	30
		収納管理係	1 (兼係長)	-	1	-	2	-	4	
		納税係	1 (兼係長)	-	2	2	2	-	7	
		収納対策係	-	1 (兼係長)	-	1	5 (再任用含む)	-	7	
		債権回収係	-	2 (兼係長1含む)	-	-	1	-	3	
計	4		8	11	12	14	23	6		78

区分	入力帳票	出力帳票	処理内容	電算処理の変遷
市 民 人	普通徴収 普通徴収課税資料 (異動分含む) 未申告者抽出用データ 申告書発送用データ等	申告書、課税台帳、 納税通知書、税額変更通知書、 入力連絡票、未申告調査票・催告状、 その他賦課事務関連帳票等	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出し等は外部委託を行い、それ以降 の処理については、オンラインで端末より更 新し、帳票類も出力する。(但し、特別徴収 義務者への税額変更通知書及び納税義務者へ の税額変更通知書は月1回のバッチ処理で打 出しを行う。)	S42.3 電子計算機導入により当初、随時の処理開始 S45.4 全面外部委託処理移行 S47.11 庁内処理移行作業開始 S56.4 普通徴収OCR化 S60.7 日本語住民情報オンライン稼働 S62.4 税務オンライン開始 H8.1 二次開発税務オンライン稼働 H14.1 新当初課税システムの稼働 H21.4 ペイジー・コンビニ納付導入、給与特別徴収OCR化、 H21.10 年金特別徴収開始 H22.3 個人住民税の電子申告(エルタックス)導入 H23.3 クレジットカード納付導入
	特別徴収 給与支払報告書 給与特別徴収に係る申請書 給与所得者異動届出書 給与特別徴収義務者の登録等 年金支払報告書(磁気媒体)等	給与支払報告書(総括表)、 課税台帳、税額決定通知書、 税額変更通知書、 その他賦課事務関連帳票等		
税 法 人	各申告書 更正決定通知書 開設及び異動届	発送用申告書、納付書、 更正決定通知書、課税台帳、 基本台帳、月別調定明細書	発送用申告書の作成、申告内容の検査入力、 月1回調定作成、その他更正通知書、各種 統計資料の作成	S60.12 バッチ処理開始 S62.4 税務オンライン開始 H22.3 法人市民税の電子申告(エルタックス)導入
固 定 資 産 税	登記済通知書 都市計画生産緑地地区の変更 基本台帳・住登外登録連絡票 固定資産税・都市計画税の 共有代表者変更届出書 固定資産土地処理票 公共施設整備認定申請書 家屋課税台帳 償却資産申告書 種類別明細書 (増加資産・全資産用、減少資産用)	評価調書(課税台帳)、 固定資産価格決定(修正)通知書、 オンライン課税マスタ更新リスト、 税額変更連絡票、名寄帳、縦覧帳簿、 納税通知書、宛名変更連絡票ほか	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出し等は外部委託を行い、それ以降 の処理については、オンラインで端末より 更新し、帳票類も出力する。	S48.11 固定資産税庁内処理移行開始 S49.10 固定資産税移行作業完了 S55.4 OCRシステム稼働 S59.4 オンライン化に備え家屋マスタの変更 .11 木造家屋評価計算事務にパソコンを導入 S60.4 オンラインシステム構築開始 固定資産納税通知書のMT交換を開始 償却資産過年度計算にパソコン処理を導入 S61.7 非木造家屋(軽量鉄骨プレハブ家屋を含む)評価計算事務にパソコンを導入 .8 オンライン稼働テスト S62.4 税務オンライン開始 H21.4 ペイジー・コンビニ納付導入 H22.3 償却資産の電子申告(エルタックス)導入 H23.3 クレジットカード納付導入
軽 自 動 車 税	軽自動車申告書 異動連絡票	全件リスト、納税通知書、 税額変更連絡票、調定表、 異動催告通知書、標識交付証明書、 廃車証明書	当初バッチシステムで賦課計算後、随時賦 課異動処理及び翌年度に向けての新規登録 処理を端末との会話処理で行う。	S48.4 課税処理開始 S56.4 消込処理開始 S60.7 市民課オンライン開始に伴い個人コードを宛名として使用 S62.3 軽自動車税オンライン業務開始 .4 税務オンライン開始 H21.4 ペイジー・コンビニ納付導入 H23.3 クレジットカード納付導入
収 納 消 込 等	OCR納付書 パンチ消込用納付書 収納速報データ 収納確報データ 特徴収納データ・年金特徴収納データ	日計表、過不足エラーリスト、 督促状、催告書、確定延滞金請求リスト、 滞納整理票	OCR・パンチ分は、納税済通知書により収納消 込、給与特徴データ分・年金特徴分は、収納デ ータにより収納消込を行う。ペイジー・コンビニ ・クレジットカード分は、速報データにより仮消 込、確報データにより本消込を行う。また、消込 に伴い、エラーリスト等を出力。未納者につい ては、督促状、催告書等を発送し、滞納処理を行 う。	S55.4 固定資産税OCR消込開始(固定資産税COM作成) S56.4 市県民税OCR消込開始(市県民税COM作成) S59.6 給与特別徴収パンチ消込開始(特別徴収COM作成)、62.4 税務オンライン開始 H21.4 ペイジー・コンビニ消込開始、H21.6 給与特別徴収OCR消込開始 H21.10 年金特別徴収消込開始、H22.5 給与特別徴収データ消込開始 H23.3 クレジットカード消込開始
納 税 貯 蓄 組 合	組合員異動連絡票	組合員名簿 組合員課税者リスト 組合別納付状況一覧	組合への加入、脱退の管理及び納期内 納付状況の把握	S49.4 市県民税に係る組合員の電算管理開始 S50.4 固定資産税に係る組合員の電算管理開始 S62.4 税務オンラインによる組合員の管理開始
口 座 振 替	口座振替依頼書 口座振替解約届書 口座収納データ	FD請求リスト FD結果リスト 振替不納通知書	口座振替のデータをオンラインで入力し、 振替日ごとに請求リストで内容を確認振替。 手続後、振替不納通知書を作成。	(S44.4 手落としによる口座振替開始) S60.4 MT交換による口座振替開始 S62.4 税務オンライン開始

29 市税の税率等一覧表（平成25年度）

税目	賦課期日	納税義務者	課税標準及び税率	徴収方法及び納期																																															
市税	個人	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に住所を有する個人(均等割・所得割)</li> <li>市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市内に住所を有しない者(均等割)</li> </ul> <table border="1"> <tr><th colspan="2">税率</th></tr> <tr><td>均等割</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>所得割</td><td>6%</td></tr> </table>	税率		均等割	3,000円	所得割	6%	普通徴収 1期 6月1日～7月1日 2期 8月1日～9月2日 3期 10月1日～10月31日 4期 1月1日～1月31日 給与特別徴収 毎月(6月～翌年5月)分徴収の翌月10日 年金特別徴収 年金支払月分徴収の翌月10日 (本徴収10月・12月・2月 仮徴収4月・6月・8月) (10日が土・日曜日、祝日等のときは翌日)まで																																									
	税率																																																		
均等割	3,000円																																																		
所得割	6%																																																		
法人	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割)</li> <li>市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(均等割)</li> </ul> <table border="1"> <tr><th colspan="3">資本金等の額</th><th>税率</th></tr> <tr><td rowspan="3">法人税割</td><td colspan="2">5億円以上の法人</td><td>100分の14.7</td></tr> <tr><td colspan="2">1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社</td><td>100分の13.5</td></tr> <tr><td colspan="2">1億円未満の法人</td><td>100分の12.3</td></tr> <tr><td rowspan="10">均等割</td><th colspan="2">資本金等の額</th><th>税率</th></tr> <tr><td rowspan="10">公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)</td><td rowspan="2">1,000万円以下の法人</td><td>50人以下のもの</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>50人を超えるもの</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の法人</td><td>50人以下のもの</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>50人を超えるもの</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の法人</td><td>50人以下のもの</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td>50人を超えるもの</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">10億円を超える法人</td><td>50人以下のもの</td><td>410,000円</td></tr> <tr><td>50人を超えるもの</td><td>1,750,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">10億円を超え50億円以下の法人</td><td>50人を超えるもの</td><td>1,750,000円</td></tr> <tr><td>50人を超えるもの</td><td>3,000,000円</td></tr> <tr><td colspan="2">50億円を超える法人</td><td>50人を超えるもの</td><td>3,000,000円</td></tr> </table>	資本金等の額			税率	法人税割	5億円以上の法人		100分の14.7	1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社		100分の13.5	1億円未満の法人		100分の12.3	均等割	資本金等の額		税率	公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)	1,000万円以下の法人	50人以下のもの	50,000円	50人を超えるもの	120,000円	1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下のもの	130,000円	50人を超えるもの	150,000円	1億円を超え10億円以下の法人	50人以下のもの	160,000円	50人を超えるもの	400,000円	10億円を超える法人	50人以下のもの	410,000円	50人を超えるもの	1,750,000円	10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	1,750,000円	50人を超えるもの	3,000,000円	50億円を超える法人		50人を超えるもの	3,000,000円	申告納付 事業年度終了後2カ月以内
資本金等の額			税率																																																
法人税割	5億円以上の法人		100分の14.7																																																
	1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社		100分の13.5																																																
	1億円未満の法人		100分の12.3																																																
均等割	資本金等の額		税率																																																
	公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)	1,000万円以下の法人	50人以下のもの	50,000円																																															
			50人を超えるもの	120,000円																																															
		1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下のもの	130,000円																																															
			50人を超えるもの	150,000円																																															
		1億円を超え10億円以下の法人	50人以下のもの	160,000円																																															
			50人を超えるもの	400,000円																																															
		10億円を超える法人	50人以下のもの	410,000円																																															
			50人を超えるもの	1,750,000円																																															
		10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	1,750,000円																																															
50人を超えるもの			3,000,000円																																																
50億円を超える法人		50人を超えるもの	3,000,000円																																																
固定資産税	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者</li> </ul>	課税標準の1.4/100 免税点 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満	普通徴収 <納期限> 1期 5月31日 2期 7月31日 3期 1月6日 4期 2月28日																																															
軽自動車税	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者</li> </ul>	<table border="1"> <tr><th colspan="2">車種</th><th>税率</th></tr> <tr><td rowspan="3">原動機付自転車</td><td>50cc以下</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>50cc超90cc以下</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>90cc超125cc以下</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td rowspan="2">ミニカー</td><td></td><td>2,500円</td></tr> <tr><td></td><td>2,400円</td></tr> <tr><td rowspan="2">二輪</td><td></td><td>3,100円</td></tr> <tr><td></td><td>5,500円</td></tr> <tr><td rowspan="4">軽自動車</td><td rowspan="2">四輪</td><td>乗用 営業用</td><td>7,200円</td></tr> <tr><td>乗用 自家用</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">四輪</td><td>貨物用 営業用</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>貨物用 自家用</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td>4,700円</td></tr> <tr><td>二輪の小型自動車</td><td>特殊作業用</td><td>4,000円</td></tr> </table>	車種		税率	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	50cc超90cc以下	1,200円	90cc超125cc以下	1,600円	ミニカー		2,500円		2,400円	二輪		3,100円		5,500円	軽自動車	四輪	乗用 営業用	7,200円	乗用 自家用	3,000円	四輪	貨物用 営業用	4,000円	貨物用 自家用	1,600円	小型特殊自動車	農耕作業用	4,700円	二輪の小型自動車	特殊作業用	4,000円	普通徴収 5月1日～5月31日										
車種		税率																																																	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円																																																	
	50cc超90cc以下	1,200円																																																	
	90cc超125cc以下	1,600円																																																	
ミニカー		2,500円																																																	
		2,400円																																																	
二輪		3,100円																																																	
		5,500円																																																	
軽自動車	四輪	乗用 営業用	7,200円																																																
		乗用 自家用	3,000円																																																
	四輪	貨物用 営業用	4,000円																																																
		貨物用 自家用	1,600円																																																
小型特殊自動車	農耕作業用	4,700円																																																	
二輪の小型自動車	特殊作業用	4,000円																																																	
市たばこ税		<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売販売業者等</li> </ul>	1,000本につき4,618円(旧3級品は1,000本につき2,190円) 平成25年4月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこについては1,000本につき5,262円(旧3級品は1,000本につき2,495円)	申告納付 毎月翌月末日まで																																															
特別土地保有税		<ul style="list-style-type: none"> <li>1月1日現在取得後10年を経過していない土地を市内に所有する者</li> <li>1月1日又は7月1日前1年以内に市内の土地を取得した者</li> </ul>	土地の保有に対して土地の取得価格の1.4/100 土地の取得に対して取得価格の3/100 免税点5,000m <sup>2</sup>	申告納付 (平成15年度以降当分の間、新たな課税は行わない)																																															
入湯税		<ul style="list-style-type: none"> <li>入湯客</li> </ul>	入湯客1人1日について 150円	特別徴収 毎月翌月末日まで																																															
都市計画税	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域の固定資産(土地・家屋)の所有者</li> </ul>	課税標準の0.2/100	固定資産税と同様																																															

区 分		平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度																																															
市民税	均等割	2,500円								3,000円																																																	
	個人所得割	200万円以下 3%		200万円以下 3%								6% (一律)																																															
		200万円超え700万円以下 8%		200万円超え700万円以下 8%																																																							
		700万円超え 12%		700万円超え 10%																																																							
法人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内の従業者数</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>3,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下である法人</td> <td></td> <td>1,750,000 円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える法人</td> <td>50人以下であるもの</td> <td>410,000 円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>400,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下であるもの</td> <td>160,000 円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え1億円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下であるもの</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td>上記の法人以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000 円</td> </tr> </tbody> </table>											資本金等の額	市内の従業者数	税 率	50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000 円	10億円を超え50億円以下である法人		1,750,000 円	10億円を超える法人	50人以下であるもの	410,000 円	1億円を超え10億円以下である法人	50人を超えるもの	400,000 円		50人以下であるもの	160,000 円	1千万円を超え1億円以下である法人	50人を超えるもの	150,000 円		50人以下であるもの	130,000 円	1千万円以下である法人	50人を超えるもの	120,000 円	上記の法人以外の法人等		50,000 円																	
	資本金等の額	市内の従業者数	税 率																																																								
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000 円																																																									
10億円を超え50億円以下である法人		1,750,000 円																																																									
10億円を超える法人	50人以下であるもの	410,000 円																																																									
1億円を超え10億円以下である法人	50人を超えるもの	400,000 円																																																									
	50人以下であるもの	160,000 円																																																									
1千万円を超え1億円以下である法人	50人を超えるもの	150,000 円																																																									
	50人以下であるもの	130,000 円																																																									
1千万円以下である法人	50人を超えるもの	120,000 円																																																									
上記の法人以外の法人等		50,000 円																																																									
法人税割	昭和56年改正 法人税額の14.7/100 (56.8.1以降) (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 13.5/100 資本金等の額が1億円未満である法人等 12.3/100																																																										
固定資産税	(免税点) 土地 30万円未満 1.4/100 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満																																																										
軽自動車税	昭和60年改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車 種</th> <th colspan="2">税 率</th> <th colspan="2">車 種</th> <th colspan="2">税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原 動 機 付 自 転 車</td> <td>50cc以下</td> <td rowspan="4">年 額</td> <td>1,000 円</td> <td rowspan="4">軽 自 動 車</td> <td>二 輪</td> <td rowspan="4">年 額</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>50cc超90cc以下</td> <td>1,200 円</td> <td>三 輪</td> <td>3,100 円</td> </tr> <tr> <td>90cc超125cc以下</td> <td>1,600 円</td> <td rowspan="2">四 輪</td> <td>乗 用 営 業 用 自 家 用</td> <td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500 円</td> <td>貨 物 用 営 業 用 自 家 用</td> <td>7,200 円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>1,600 円</td> <td></td> <td></td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特殊作業用</td> <td>4,700 円</td> <td></td> <td></td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>二輪の小型自動車</td> <td>4,000 円</td> </tr> </tbody> </table>												車 種		税 率		車 種		税 率		原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	年 額	1,000 円	軽 自 動 車	二 輪	年 額	2,400 円	50cc超90cc以下	1,200 円	三 輪	3,100 円	90cc超125cc以下	1,600 円	四 輪	乗 用 営 業 用 自 家 用	5,500 円	ミニカー	2,500 円	貨 物 用 営 業 用 自 家 用	7,200 円	小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 円			3,000 円		特殊作業用	4,700 円			4,000 円					二輪の小型自動車	4,000 円
車 種		税 率		車 種		税 率																																																					
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	年 額	1,000 円	軽 自 動 車	二 輪	年 額	2,400 円																																																				
	50cc超90cc以下		1,200 円		三 輪		3,100 円																																																				
	90cc超125cc以下		1,600 円		四 輪		乗 用 営 業 用 自 家 用	5,500 円																																																			
	ミニカー		2,500 円				貨 物 用 営 業 用 自 家 用	7,200 円																																																			
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 円			3,000 円																																																						
	特殊作業用	4,700 円			4,000 円																																																						
				二輪の小型自動車	4,000 円																																																						
市たばこ税	1,000本につき2,434円 (旧3級品は1,000本につき1,155円) 平成9年4月1日から適用		1,000本につき2,668円 (旧3級品は1,000本につき1,266円) 平成11年5月1日から適用				1,000本につき2,977円 (旧3級品は1,000本につき1,412円) 平成15年7月1日から適用			1,000本につき3,298円 (旧3級品は1,000本につき1,564円) 平成18年7月1日から適用																																																	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 (免税点 5,000㎡) 取得分 3/100								新たな課税の停止																																																		
入湯税	昭和52年改正 1人1日につき150円								課税免除(日帰り利用料金1,000円以下)追加 平成15年4月1日から適用																																																		
都市計画税	0.2/100																																																										
備考																																																											

区 分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																																	
市民税	均等割																																						
	個人所得割																																						
	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内の従業者数</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える法人</td> <td>50人以下のもの</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下のもの</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円を超え1億円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下のもの</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下のもの</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)</td> <td>—</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	市内の従業者数	税 率	50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円	10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	1,750,000円	10億円を超える法人	50人以下のもの	410,000円	1億円を超え10億円以下の法人	50人を超えるもの	400,000円		50人以下のもの	160,000円	1,000万円を超え1億円以下の法人	50人を超えるもの	150,000円		50人以下のもの	130,000円	1,000万円以下の法人	50人を超えるもの	120,000円		50人以下のもの	50,000円	公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)	—	50,000円				
	資本金等の額	市内の従業者数	税 率																																				
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円																																					
10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	1,750,000円																																					
10億円を超える法人	50人以下のもの	410,000円																																					
1億円を超え10億円以下の法人	50人を超えるもの	400,000円																																					
	50人以下のもの	160,000円																																					
1,000万円を超え1億円以下の法人	50人を超えるもの	150,000円																																					
	50人以下のもの	130,000円																																					
1,000万円以下の法人	50人を超えるもの	120,000円																																					
	50人以下のもの	50,000円																																					
公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)	—	50,000円																																					
法人税割																																							
固定資産税																																							
軽自動車税																																							
市たばこ税																																							
特別土地保有税																																							
入湯税																																							
都市計画税																																							
備 考																																							

平成25年度市税概要

平成25年11月発行

発行 厚木市  
編集 財務部市民税課